



うるま市 公共施設等総合管理計画

～“うるま市”の公共施設等として再編し、適切な状態で次世代へ引き継ぐために～



令和5年3月 改訂

(平成29年3月 策定)

うるま市

目 次

第1章 公共施設等総合管理計画の位置づけ	1
1-1. 計画の背景・目的	1
1-2. 計画の位置づけ	2
1-3. 計画の期間	2
第2章 公共施設等を取り巻く現状と分析	3
2-1. 施設の現状と分析	3
(1) 公共建築物	3
(2) インフラ資産	6
(3) 施設保有量の推移	11
(4) 有形固定資産減価償却率の推移	12
(5) 現在要している維持管理経費	13
2-2. 人口の現状と分析	15
(1) 年代別人口の推移	15
(2) 人口動態（自然動態・社会動態）	17
(3) 将来人口の見込み	17
2-3. 財政の現状と分析	18
(1) 歳入・歳出	18
(2) 普通建設事業費と地方債残高状況	20
(3) 財政の見通し	21
2-4. 各地域比較	22
(1) 人口	22
(2) 施設の状況	22
第3章 公共施設等の長期的なコスト試算	24
3-1. 公共建築物・インフラ資産・全体の更新コスト資産	24
(1) 公共建築物に係る更新投資の試算	24
(2) インフラ資産に係る更新投資の試算	25
(3) 公共施設全体（公共建築物・インフラ資産）に係る更新投資の試算	25
3-2. 財政シミュレーション	26
3-3. 数値目標	27
3-4. 長寿命化対策の効果	28
(1) 施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み	29
(2) 長寿命化対策を反映した場合の見込み	29
(3) 対策の効果額	30
第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	31
4-1. 現状や課題に関する基本認識	31
(1) 公共施設等の保有量	31

(2) 人口減少及び少子高齢化による公共施設等に対するニーズの変化.....	31
(3) 公共施設等にかえられる財源の確保.....	31
4-2. 基本理念.....	31
4-3. 基本方針.....	32
(1) 全庁的な問題意識の共有とトップマネジメントによる体制の整備.....	32
(2) 保有総量の抑制・圧縮.....	32
(3) 多機能化及び複合化の推進.....	32
(4) 再編の方向性（維持、改築・修繕、転換、処分）を判定し、将来シナリオの提示.....	33
(5) システム化による管理運営の統一化.....	33
(6) 公民連携の推進.....	33
(7) 計画的な維持管理の推進.....	33
4-4. 実施方針.....	34
(1) 点検・診断等の実施方針.....	34
(2) 安全確保の実施方針.....	34
(3) 長寿命化の実施方針.....	34
(4) 維持管理・修繕・更新等の実施方針.....	35
(5) 耐震化の実施方針.....	35
(6) 統合や廃止の推進方針.....	35
(7) 歳入確保の方針.....	35
(8) ユニバーサルデザイン化の推進方針.....	35
(9) 脱炭素化の推進方針.....	36
4-5. 過去に行った対策の実績.....	37
4-6. 持続可能な目標（SDGS）との関連.....	38
第5章 施設分類ごとの管理に関する基本的な方針.....	39
5-1. 公共建築物.....	39
(1) 市民文化系施設.....	39
(2) 社会教育系施設.....	41
(3) スポーツ・レクリエーション系施設.....	43
(4) 産業系施設.....	44
(5) 学校教育系施設.....	45
(6) 子育て支援施設.....	47
(7) 保健・福祉施設.....	49
(8) 行政系施設.....	51
(9) 公営住宅.....	53
(10) 供給処理施設.....	54
(11) その他.....	54
5-2. インフラ資産.....	57
(1) 道路.....	57

(2) 橋梁	57
(3) 公園	58
(4) 河川	58
(5) 漁港	58
(6) 漁礁	59
(7) 農業等排水施設	59
(8) 消防・防災・その他 設備等	59
(9) 上水道施設	60
(10) 下水道施設	60
第6章 計画の推進	61
6-1. 全庁的な取組体制の構築方針	61
(1) 庁内推進体制	61
(2) 市職員の啓発・意識付け	61
6-2. フォローアップの方針	61
(1) 個別施設ごとの推進計画・アクションプラン等の策定	61
(2) 計画の進行管理	61
(3) 推進スケジュール	62
(4) P D C Aサイクルの推進方針	63
6-3. 情報管理及び共有方策	64
(1) 公共施設等に関する情報の一元管理	64
(2) 市民等との情報共有・相互理解の醸成	64

第1章 公共施設等総合管理計画の位置づけ

1-1. 計画の背景・目的

我が国において、公共施設の多くは都市化の進展や経済成長とともに集中的に整備され、近い将来、これらの公共施設を一斉に更新する時期を迎えます。すべてを更新するためには巨額の財源が必要となりますが、少子高齢化や人口減少社会の進行等により財政状況が悪化し、現状のままでは必要性の高い公共施設まで良好な状態で保てなくなる恐れがあります。このことは「公共施設の更新問題」と言われ、全国的な課題として認識されつつあります。

本市においては、合併前の四市町で設置した施設に加え、合併後新たに設置した施設を含め数多くの施設があり、その多くは1970年代後半と2000年代前半の時期に集中的に整備されてきました。集中的に整備された時期が2回あることから、今後集中的な更新時期を2回迎えることとなります。

この公共施設の更新問題を解決するためには、今から計画的・戦略的な取り組みが必要であることから、本市における公共施設等の実態を把握するため、平成24年度（2012年度）には公共施設等の設置状況や利用状況等を「うるま市公共施設等白書」としてまとめ、施設の「見える化」を行いました。

そして、平成25年度（2013年度）は、当該白書から見えてくる公共施設等の実態を市民の皆さまと共有し、公共施設等のあり方について検討を行い、「うるま市公共施設等マネジメント計画」を策定しました。

一方、国においては、「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月）が策定され、平成26年4月22日付の総務大臣通知により、地方公共団体は、平成28年度（2016年度）までに公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため「公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」）」の策定が求められています。

総合管理計画では、体育施設、公民館、図書館等のいわゆる「ハコモノ（公共建築物）」のみならず、道路、橋梁等の「インフラ」を含めた全ての公共施設等を対象とすることから、本市では、これまでの取り組みを踏まえながら「うるま市公共施設等総合管理計画」を策定することとしました。本計画では、本市の状況や公共施設等を取り巻く現状や課題などを踏まえ、公共施設等の管理等に関する基本的な考え方や取り組みの方向性を定めます。

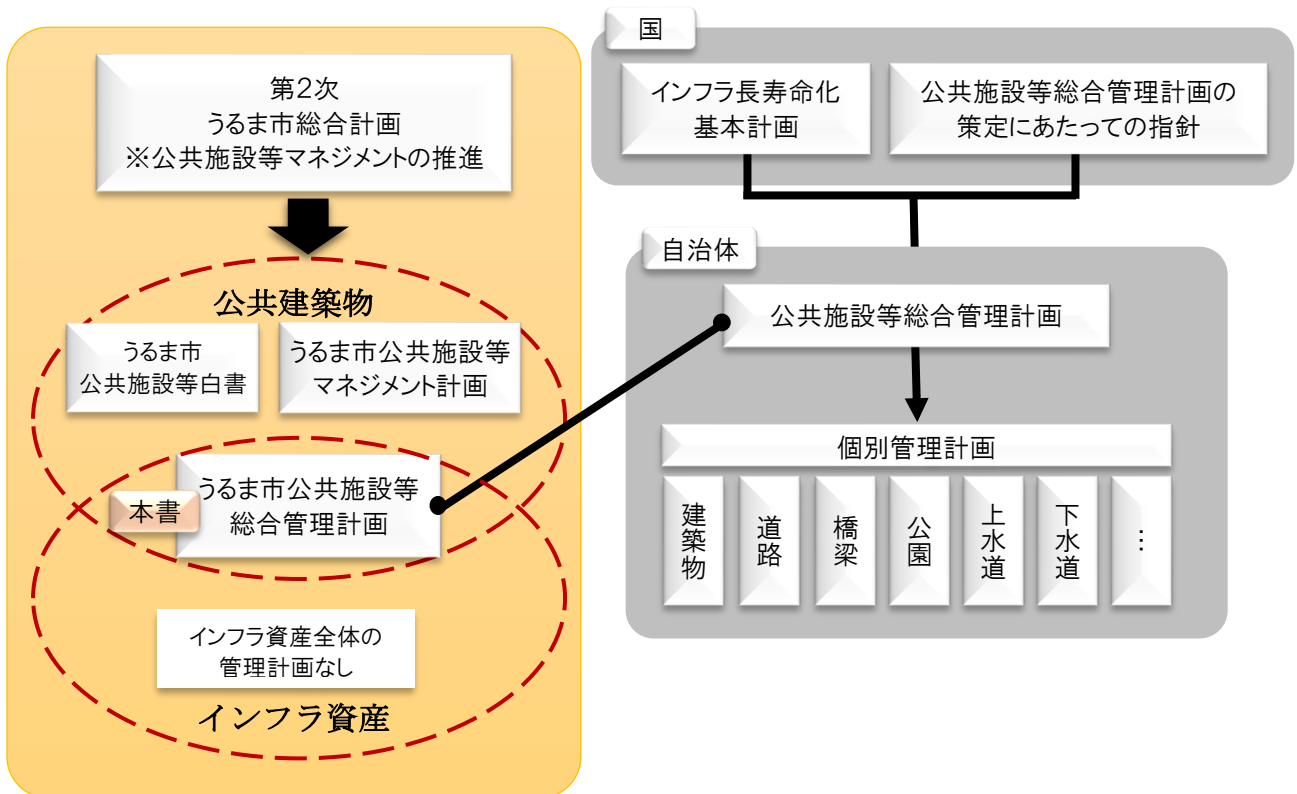
令和3年度（2021年度）、令和3年1月26日付の総務省通知により、「公共施設等総合管理計画の見直し」に取り組むこととされています。本市においては、「第2次うるま市総合計画」の基本構想の終期を鑑み、令和8年度（2026年度）に見直すこととしていますが、総合管理計画の策定から令和3年度（2021年度）で5年が経過することから、これまでの取組や市を取り巻く状況の変化を把握し計画に反映させて、取り組みを進めるために「うるま市公共施設等総合管理計画」を一部改訂します。

1-2. 計画の位置づけ

本計画は、本市のまちづくりの方向性を示す最上位計画「第2次うるま市総合計画（平成29年度）」を推進する取組のひとつとして、「公共施設マネジメントの推進」を掲げ、公共施設等の総合的な管理の基本的な考え方を示すものとして位置づけます。

「うるま市公共施設等白書・うるま市公共施設等マネジメント計画」（以下、既存計画）では、公共建築物の現状把握及び再編の方向性を示しています。本計画「うるま市公共施設等総合管理計画」では、既存計画をベースとして、既存計画内の数値を地方公会計における固定資産台帳のデータに更新した上で、インフラ資産を含めた現状把握及び再編の方向性も示した計画となっています。

また、公共施設等の整備や長寿命化、耐震化等に関する個別計画については、本計画との整合、調整を図ります。



1-3. 計画の期間

本計画の期間は、公共施設等の耐用年数が数十年であるため、長期的な視点が必要不可欠であることから、平成26年3月策定の「うるま市公共施設等マネジメント計画」の計画期間と合わせて計画期間37年、令和35年度（2053年度）までとします。

ただし、「第2次うるま市総合計画」の基本構想の終期を鑑み、令和8年度（2026年度）に見直すこととし、その後も社会経済情勢等の変化に合わせて10年ごとに見直すものとします。

第2章 公共施設等を取り巻く現状と分析

2-1. 施設の現状と分析

(1) 公共建築物

本市の公共建築物の施設保有量は、238施設（学校、市営住宅などは1施設内に複数の棟を保有しているため施設数と棟数は一致しない）、総延床面積は約43万㎡となっています。

※本計画では、公会計固定資産台帳の数値をベースとしているため、公共施設等白書及び公共施設等マネジメント計画で示した数値から変更があります。

※本計画では、公園、上水道施設、下水道施設は、インフラ資産に計上しています。（白書、マネジメント計画では、公共建築物の一部として計上）

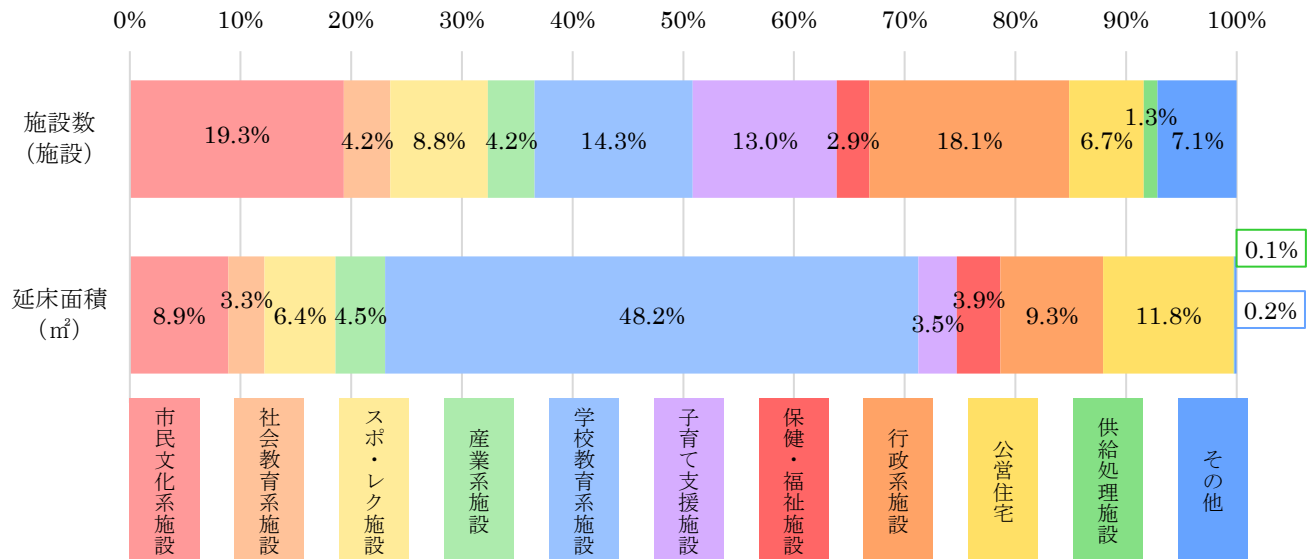
※公会計固定資産台帳に登録されていない施設も一部対象としています。

① 大分類別に見た施設数量

大分類別にみると、施設数では「市民文化系施設」(19.3%)が最も多く、次いで「行政系施設」(18.1%)が多くなっており、2分類で全体の約4割を占めています。

延床面積では「学校教育系施設」がほぼ半分を占めています。

図表 大分類別の施設数・延床面積割合（単位：%）



※端数処理の影響で、合計値が合わない場合があります。

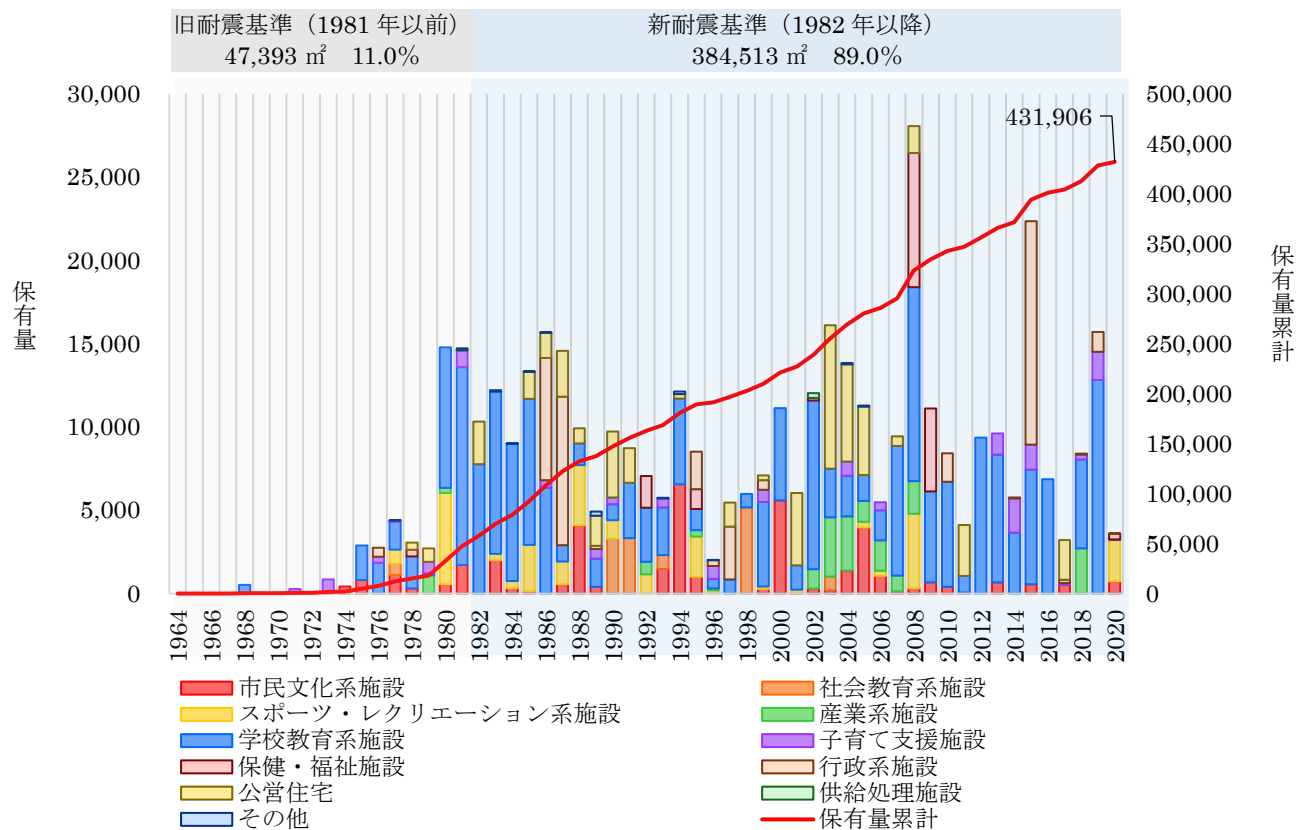
出典：公会計固定資産台帳

② 築年別整備状況

築年別整備状況をみると、延床面積ベースでは、築10年未満の施設が全体の約19.7%を占め、築10年～19年の施設が約27.8%、築20年～29年の施設が約16.5%、築30年～39年の施設が約25.1%となっており、築40年以上の施設は約11.0%となっています。

大分類別にみると、1970年代後半から学校教育系施設の整備が多く見られ、1980年代ではスポーツ・レクリエーション系施設、1990年代では市民文化系施設や社会教育系施設の整備が多くなっています。そして、2000年代については、産業系施設や子育て支援施設、保健・福祉施設の整備が見られます。

図表 大分類別の施設数・延床面積割合（単位：㎡）

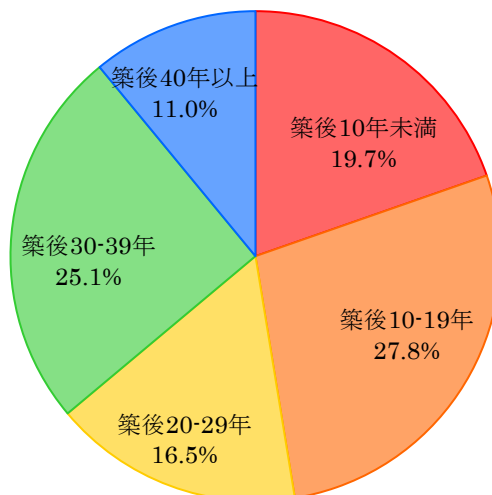


※新耐震基準は、昭和56年（1981年）6月から施行されています。よって、1981年は耐震基準が混在しているため、1982年以降に建てられた建物は、原則新耐震基準を満たしていることとして取り扱っています。

※端数処理の影響で、合計値が合わない場合があります。

出典：公会計固定資産台帳

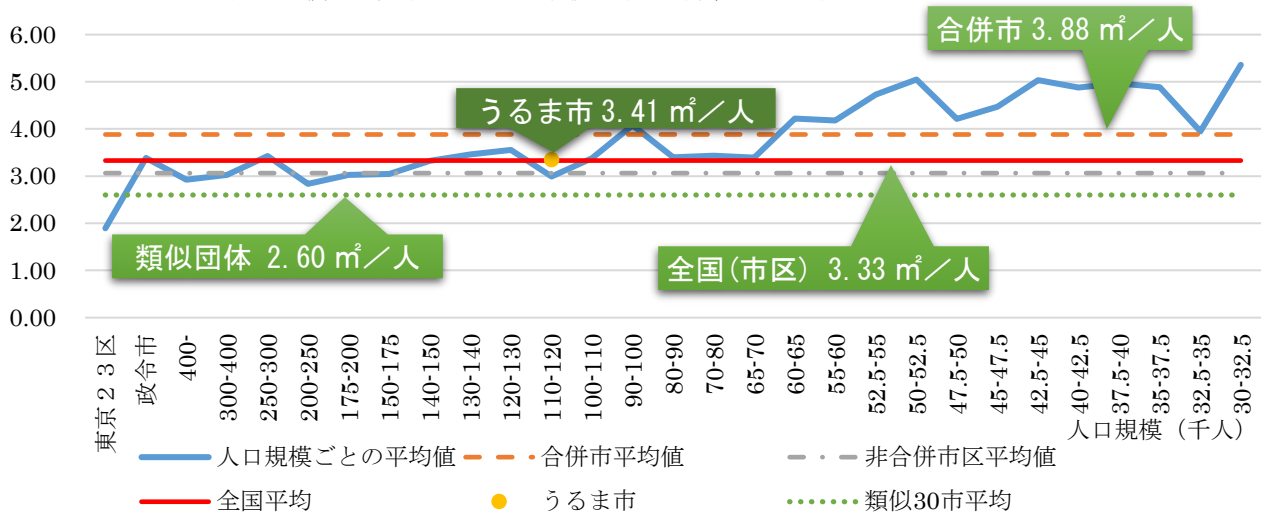
図表 建築後年数による割合



③ 人口一人当たりの延床面積の比較（平成28年度（2016年度）策定時点）

本市の人口一人当たりの延床面積を、県内10市、全国市区、類似団体と比較してみると、本市は3.41 m²/人となっており、県内10市平均（3.85 m²/人）を下回っていますが、全国市区（3.33 m²/人）及び類似団体平均（2.60 m²/人）を上回っており、類似団体平均とは約1.3倍の差があります。また、合併市の平均は3.88 m²/人であり、全国的に合併市は公共施設を多く抱えていることが分かります。

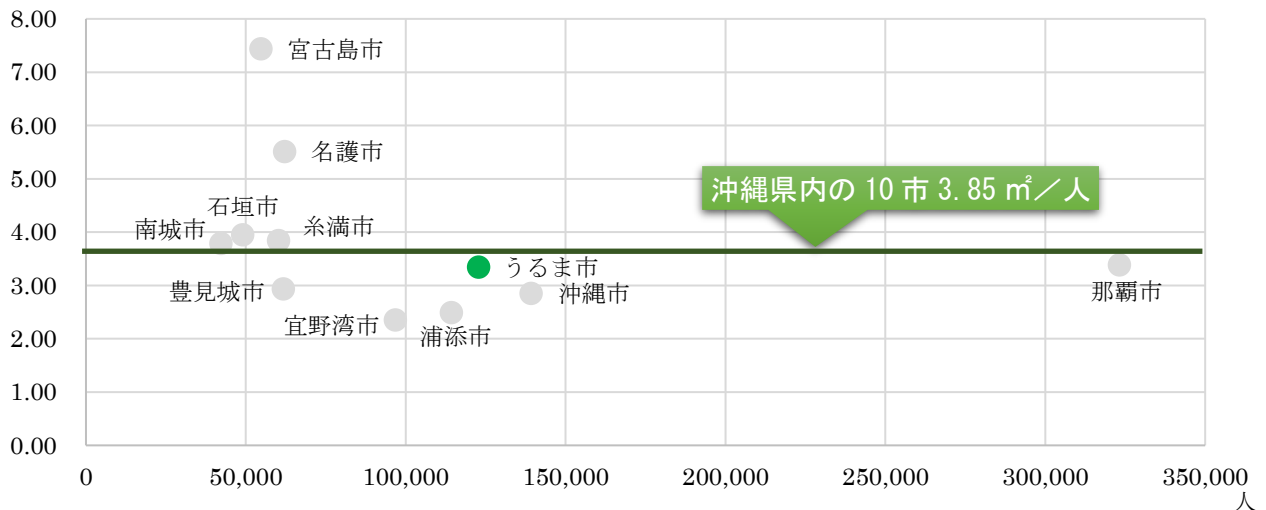
図表 人口一人当たりの延床面積の全国平均及び人口規模別平均（単位：m²/人）



抽出条件：

- ①人口：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（平成27年1月1日現在）（総務省）
- ②類似団体は、人口10万人以上20万人未満、面積50km²以上120km²未満の市
- ③面積：2015年10月1日の国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」
- ④延床面積：公共施設状況調の数値（総務省）
ただし、うるま市については、公会計固定資産台帳の数値を活用。（上水道施設、下水道施設はインフラ資産で計上しているため、含まれていない。）
- ⑤合併（市区）及び合併市平均は、東洋大学PPP研究センター作成：全国自治体公共施設延床面積データの数値

図表 人口一人当たりの延床面積の沖縄県内の市平均（単位：m²/人）



抽出条件：

- ①人口：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（平成27年1月1日現在）（総務省）
- ②延床面積：公共施設状況調の数値（総務省）
ただし、うるま市については、公会計固定資産台帳の数値を活用。（上水道施設、下水道施設はインフラ資産で計上しているため、含まれていない。）

(2) インフラ資産

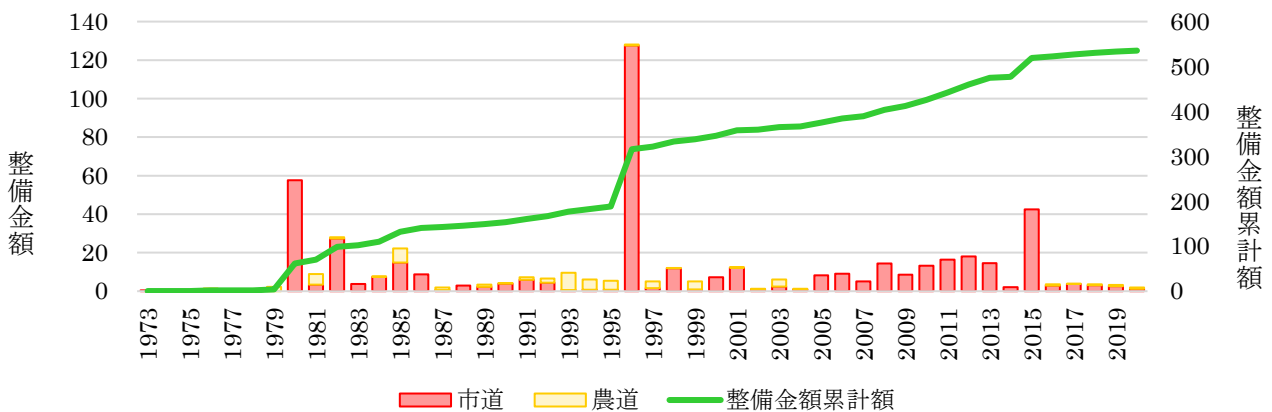
本市の保有するインフラ資産は、道路（市道、農道）、橋梁、公園、河川、漁港・漁礁、農業等排水施設、消防・防災・その他 設備等、上水道施設、下水道施設があります。

※河川については、固定資産台帳整備を行っていないため、現状と分析は省略します。

①道 路

市道・農道の年度別整備状況は下図のようになります。

図表 道路全体の年度別整備金額（単位：億円）



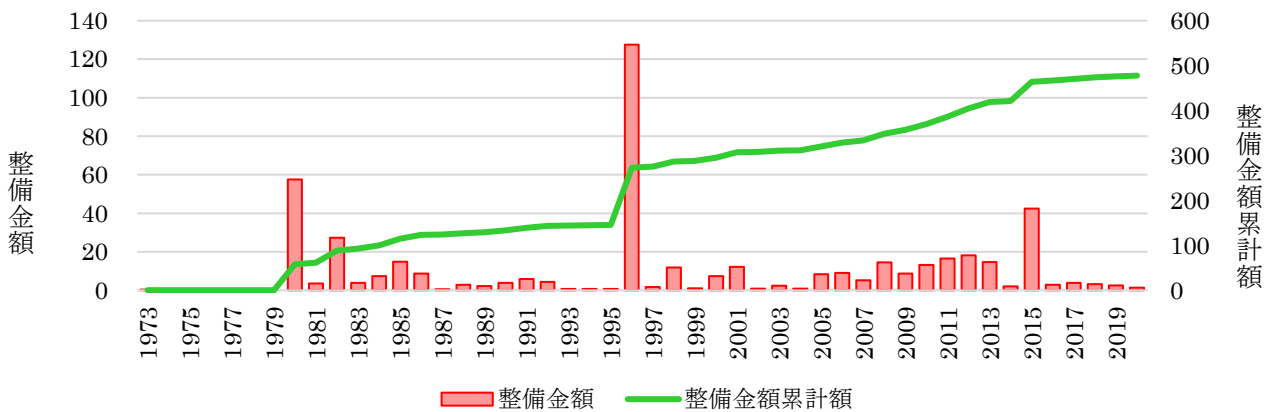
出典：公会計固定資産台帳

①-1. 市 道

市道整備に関しては、過去の整備金額を整理すると下図のようになります。

総延長は1,283路線で約450kmです。平成8年度（1996年度）に375路線・約144km、整備金額約130億円が計上されており突出しています。その要因としては、整備が集中していることに加え、整備年度不明分をこの期間に整理したことが考えられます。

図表 市道の年度別整備金額（単位：億円）



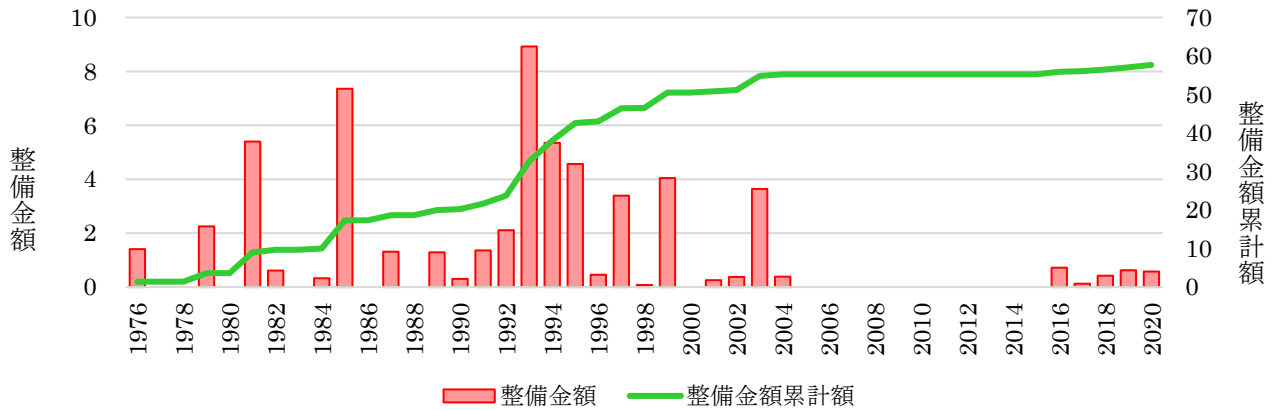
出典：公会計固定資産台帳

①-2. 農 道

農道整備に関しては、過去の整備金額を整理すると下図のようになります。

総延長は約170kmです。平成5年度（1993年度）から平成7年度（1995年度）にかけて225路線で約60kmと約3分の1以上がこの3年間に集中しており、平成5年度（1993年度）に約9億円計上されています。その要因としては、整備が集中していることに加え、整備年度不明分をこの期間に整理したことが考えられます。

図表 農道の年度別整備金額（単位：億円）



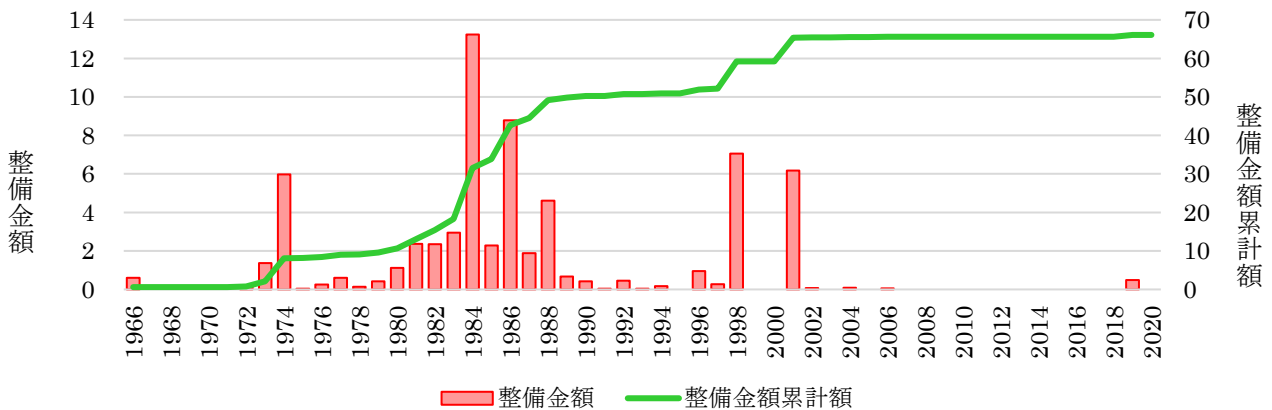
出典：公会計固定資産台帳

②橋 梁

橋梁整備に関しては、過去の整備金額を整理すると下図のようになります。

市が管理している橋梁は93箇所あり、総延長は1,688mになっています。整備が多い時期は、昭和59年度（1984年度）から昭和61年度（1986年度）の12箇所、411mとなっています。また、昭和59年度（1984年度）は、藪地大橋が約11億円で整備されているため突出しています。

図表 橋梁の年度別整備金額（単位：億円）



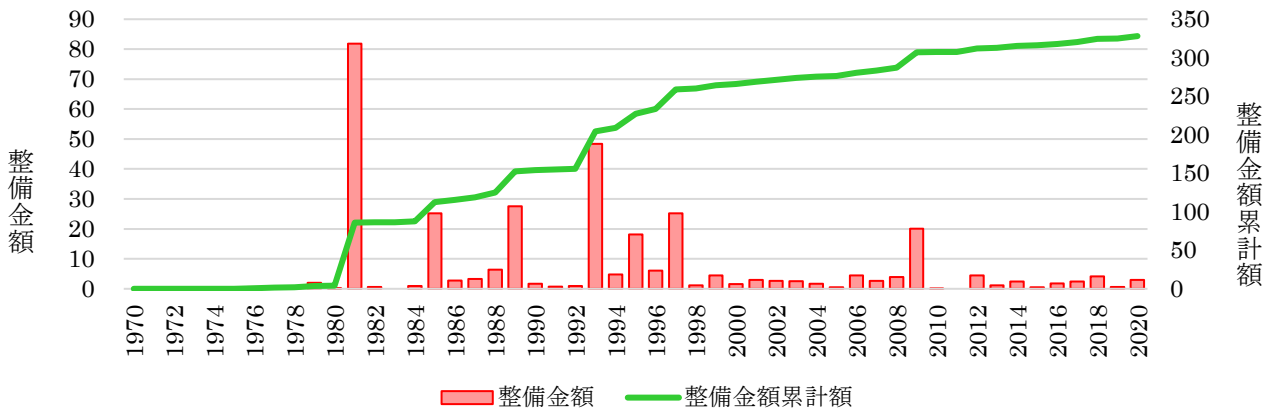
出典：公会計固定資産台帳

③公園

公園整備に関しては、過去の整備金額を整理すると下図のようになります。

主なものとして、昭和56年度（1981年度）に具志川運動公園が約81億円かけて整備されています。また、平成5年度（1993年度）突出は与那城総合公園で、約48億円かけて整備されています。

図表 公園の年度別整備金額（単位：億円）



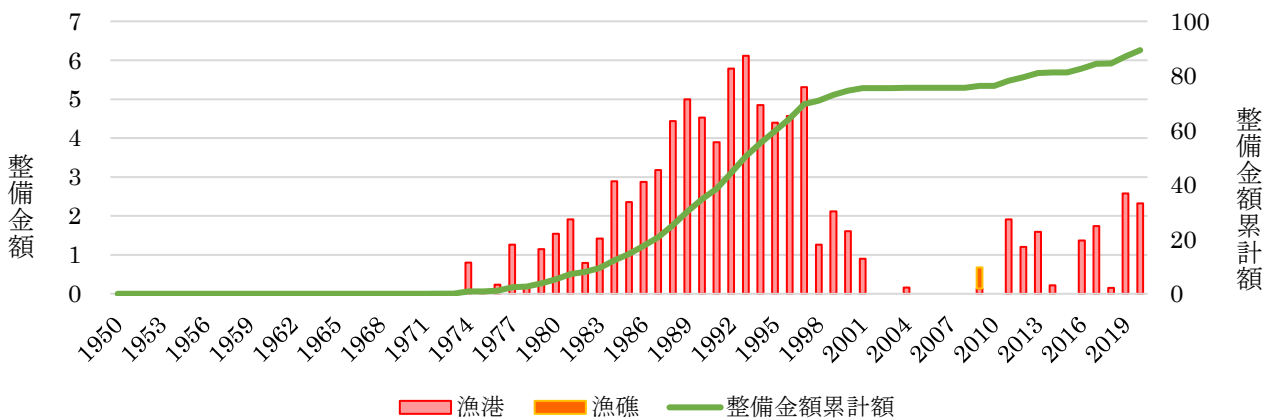
出典：公会計固定資産台帳

④漁港・漁礁

漁港・漁礁整備に関しては、過去の整備金額を整理すると下図のようになります。

市が管理している漁港は7箇所、漁礁は4基です。1980年代後半から1990年代に多く整備されており、平成5年度（1993年度）には約6億円計上されています。

図表 漁港・港湾の年度別整備金額（単位：億円）



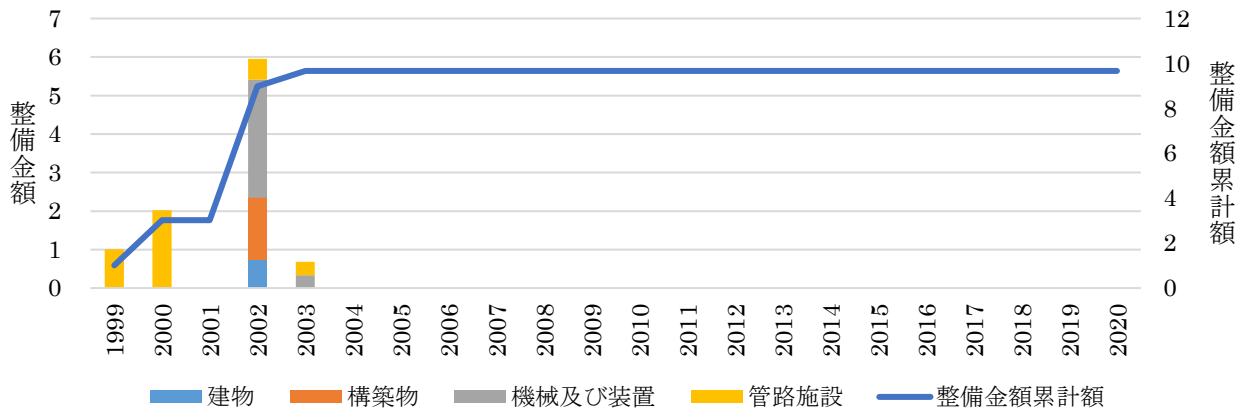
出典：公会計固定資産台帳

⑤農業等排水施設

農業等排水施設整備に関しては、過去の整備金額を整理すると下図のようになります。

平成14年度（2002年度）に約6億円計上されており、突出しております。その要因としては、道路同様、整備が集中していることに加え、整備年度不明分をこの期間に整理したことが考えられます。

図表 農業等排水施設の年度別整備金額（単位：億円）



出典：公営企業会計固定資産台帳

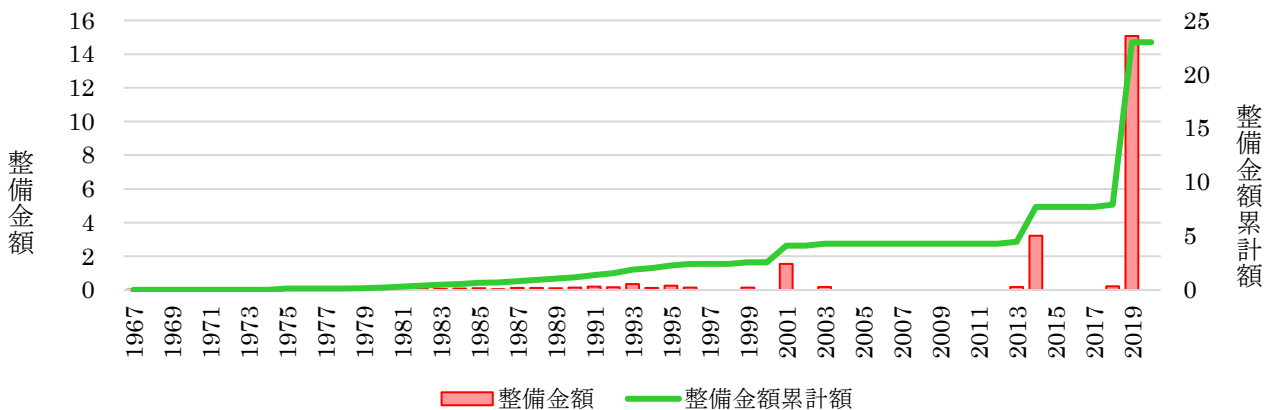
⑥消防・防災・その他 設備等

消防・防災・その他 設備等整備に関しては、過去の整備金額を整理すると下図のようになります。

防火水槽は、1967年から2003年にかけて整備されています。防災無線は、2001年から整備されています。令和元年度（2019年度）には防災情報伝達システム整備が計上されています。

※策定当時、一部道路や公園、緑地等の数値が含まれていたため修正しています。

図表 消防・防災・その他 設備等の年度別整備金額（単位：億円）



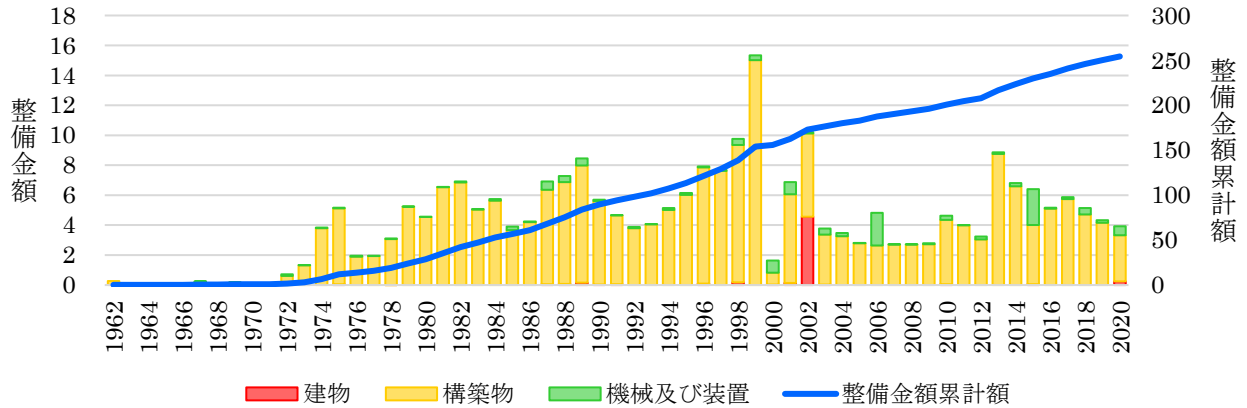
出典：公会計固定資産台帳

⑦上水道施設

上水道施設整備に関しては、過去の整備金額を整理すると下図のようになります。

平成14年度（2002年度）に水道庁舎が建築されています。特に整備されているのが平成11年度（1999年度）となり、約15億円計上されています。

図表 上水道施設の年度別整備金額（単位：億円）



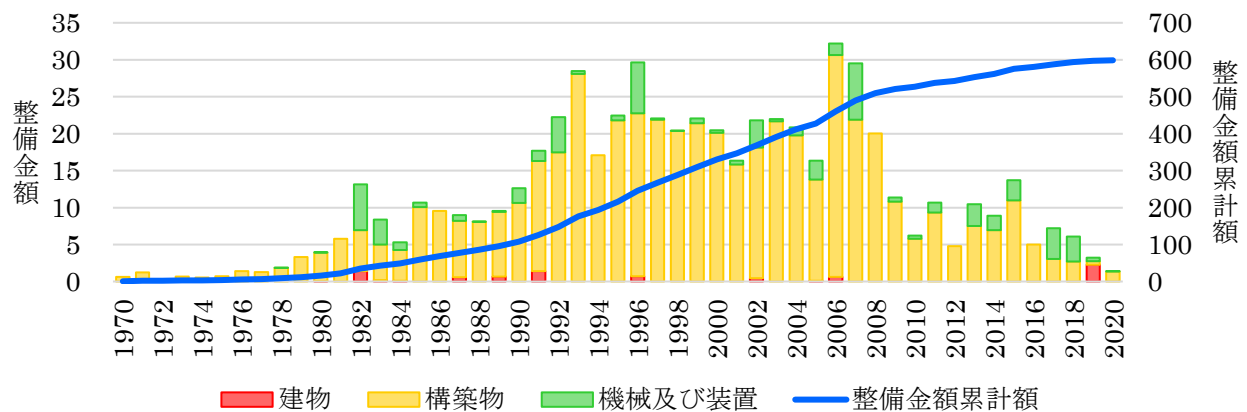
出典：公営企業会計固定資産台帳

⑧下水道施設

下水道施設整備に関しては、過去の整備金額を整理すると下図のようになります。

1990年代後半から2000年代に多く整備されており、ほとんどの年度に約20億円以上の金額が計上されています。

図表 下水道施設の年度別整備金額（単位：億円）

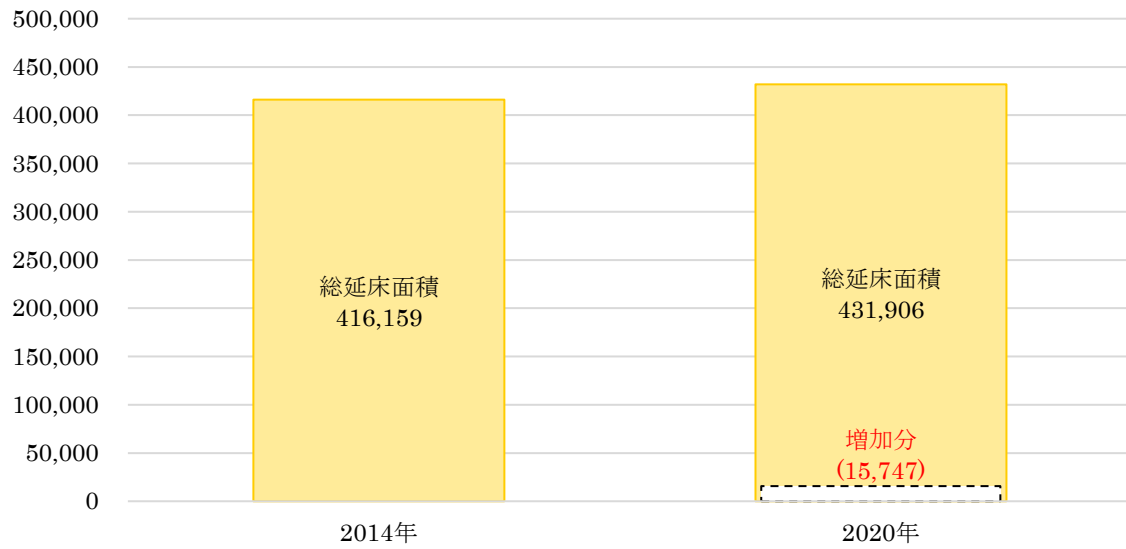


出典：公営企業会計固定資産台帳

(3) 施設保有量の推移

①公共建築物

図表 公共建築物総延床面積の推移（単位：㎡）



出典：公共施設等総合管理計画、公会計固定資産台帳

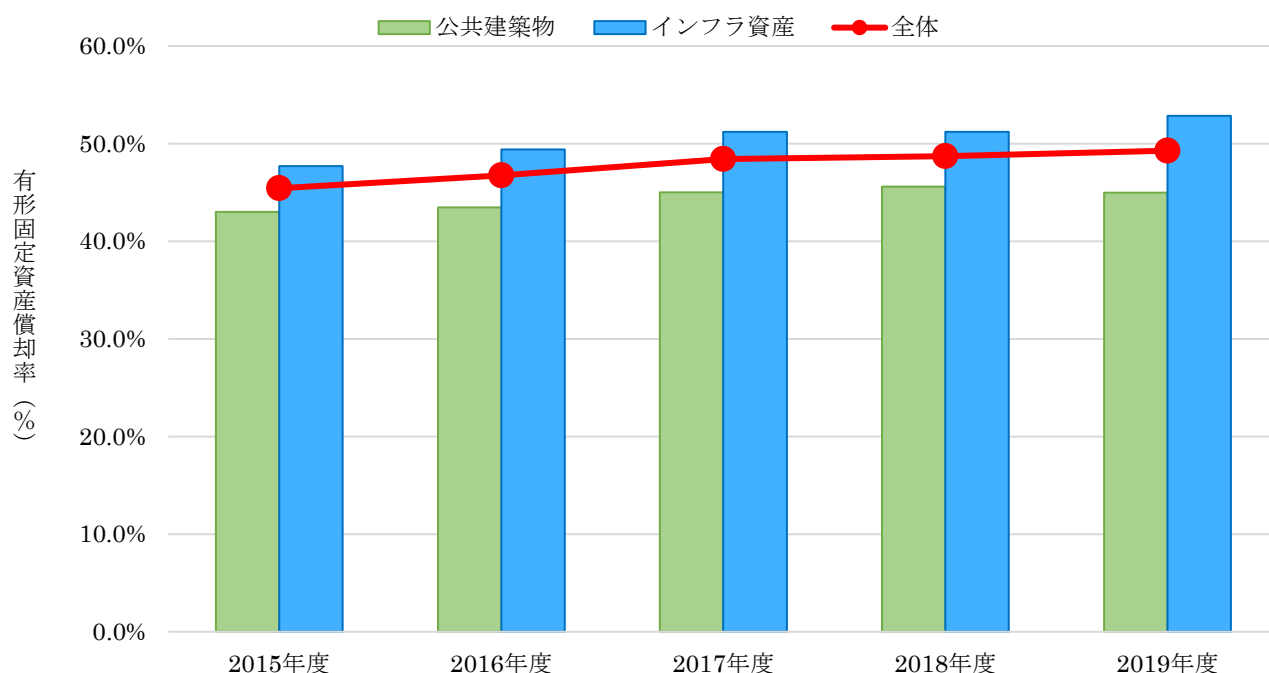
図表 施設数の推移

2014年度 総施設数	2020年度 施設数
231 施設	238 施設

(4) 有形固定資産減価償却率の推移

図表 老朽化比率（有形固定資産減価償却率）の推移

令和2年3月現在



出典：各年度財務書類（貸借対照表）

図表 老朽化比率（有形固定資産減価償却率）の推移

(単位：千円)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
全体	109,692,230	121,736,070	119,373,913	122,207,755	123,288,203
取得価額	200,992,384	228,616,428	231,441,376	238,264,611	243,040,438
減価償却累計額	-91,300,154	-106,880,359	-112,067,463	-116,056,856	-119,752,235
減価償却率	45.4%	46.8%	48.4%	48.7%	49.3%
公共建築物	55,586,099	57,616,599	56,880,964	57,583,988	60,686,641
取得価額	97,546,203	101,929,710	103,404,670	105,866,560	110,276,413
減価償却累計額	-41,960,105	-44,313,110	-46,523,706	-48,282,572	-49,589,771
減価償却率	43.0%	43.5%	45.0%	45.6%	45.0%
インフラ資産	54,106,131	64,119,470	62,492,949	64,623,767	62,601,562
取得価額	103,446,181	126,686,719	128,036,707	132,398,051	132,764,026
減価償却累計額	-49,340,049	-62,567,248	-65,543,757	-67,774,284	-70,162,464
減価償却率	47.7%	49.4%	51.2%	51.2%	52.8%

※端数処理の影響で、合計値が合わない場合があります。

(5) 現在要している維持管理経費

①公共建築物

図表 建築物の維持管理経費の推移

(単位:千円)

	2018年度	2019年度	2020年度	3年間平均
修繕費	358,239	356,155	420,944	378,446
保全費	459,877	449,126	514,833	474,612
運用費	673,211	691,069	566,716	643,666
一般管理費	697,505	860,622	784,219	780,782
合計	2,188,832	2,356,973	2,286,712	2,277,506

出典:歳出執行データ

②道路橋梁

図表 道路橋りょうの維持管理経費の推移※河川の維持管理経費含む

(単位:千円)

	2018年度	2019年度	2020年度	3年間平均
物件費	77,862	91,825	109,196	92,961
維持補修費	69,060	64,231	70,850	68,047
合計	146,922	156,056	180,046	161,008

出典:普通会計決算統計(10表)

③公園

図表 公園の維持管理経費の推移

(単位:千円)

	2018年度	2019年度	2020年度	3年間平均
物件費	63,968	69,070	78,586	70,541
維持補修費	52,376	41,751	33,364	42,497
合計	116,344	110,821	111,950	113,038

出典:普通会計決算統計(10表)

④漁港・漁礁

図表 漁港・漁礁の維持管理経費の推移

(単位:千円)

	2018年度	2019年度	2020年度	3年間平均
物件費	4,236	4,496	4,803	4,512
維持補修費	103	113	117	111
合計	4,339	4,609	4,920	4,623

出典:普通会計決算統計(10表)

※端数処理の影響で、合計値が合わない場合があります。

⑤農業等排水施設

図表 農業等排水施設の維持管理経費の推移

(単位:千円)

	2018年度	2019年度	2020年度	3年間平均
動力費	1,690	1,732	1,507	1,643
光熱水費	0	0	0	0
修繕費	227	240	604	357
路面復旧費	0	0	0	0
委託料	3,420	3,485	3,463	3,456
農地管理費	22,464	8,957	7,475	12,965
合計	27,801	14,414	13,049	18,421

出典：公営企業会計決算統計（21表）、歳出執行データ

⑥消防・防災・その他 設備等

図表 消防・防災・その他 設備等の維持管理経費の推移

(単位:千円)

	2018年度	2019年度	2020年度	3年間平均
防火水槽	0	0	0	0
風車	0	86	0	29
ライトアップ	574	537	515	542
防災無線	13,568	8,372	17,900	13,280
避難道	0	0	0	0
消火栓	1,572	3,966	1,246	2,261
合計	15,714	12,961	19,661	16,112

出典：歳出執行データ

⑦上水道施設

図表 上水道施設の維持管理経費の推移

(単位:千円)

	2018年度	2019年度	2020年度	3年間平均
動力費	8,206	8,313	6,859	7,793
光熱水費	3,344	3,170	2,817	3,110
修繕費	128,908	145,097	130,888	134,964
材料費	101	0	111	71
委託料（原水及び浄水費）	0	0	0	0
委託料（配水及び給水費）	68,181	98,114	126,447	97,581
合計	208,740	254,694	267,122	243,519

出典：公営企業会計決算統計（21表）

⑧下水道施設

図表 下水道施設の維持管理経費の推移

(単位:千円)

	2018年度	2019年度	2020年度	3年間平均
動力費	53,275	48,674	43,843	48,597
光熱水費	571	524	562	552
通信運搬費	3,303	2,946	3,058	3,102
修繕費	24,669	7,085	11,402	14,385
材料費	3,910	8,153	5,432	5,832
薬品費	9,144	9,813	9,881	9,613
委託料	269,763	214,842	266,875	250,493
合計	364,635	292,037	341,053	332,575

出典：公営企業会計決算統計（21表）

※端数処理の影響で、合計値が合わない場合があります。

2-2. 人口の現状と分析

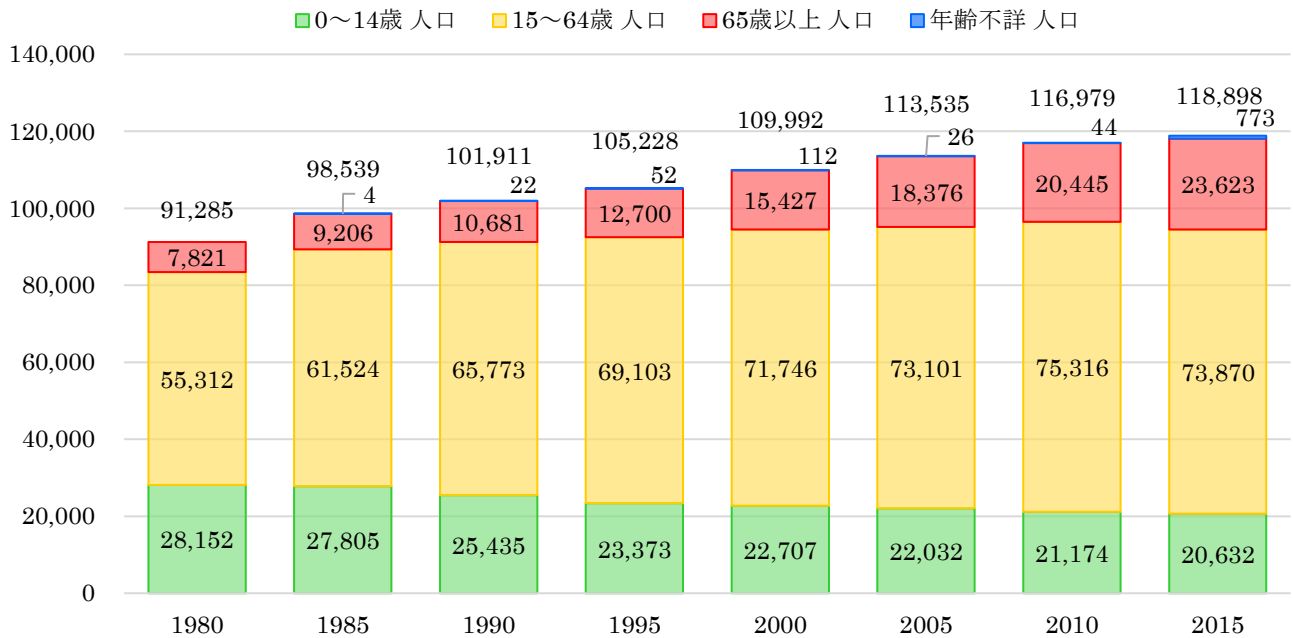
(1) 年代別人口の推移

年少人口（0～14歳）は昭和55年度（1980年度）時点で28,152人、人口に占める割合は30.8%でした。平成27年度（2015年度）時点では20,632人、割合は17.4%と13.4ポイント減少しています。

生産年齢人口（15～64歳）は、昭和55年度（1980年度）時点で55,312人、人口に占める割合は60.6%でした。平成27年度（2015年度）時点では73,870人、割合は62.1%と1.5ポイント増加しています。

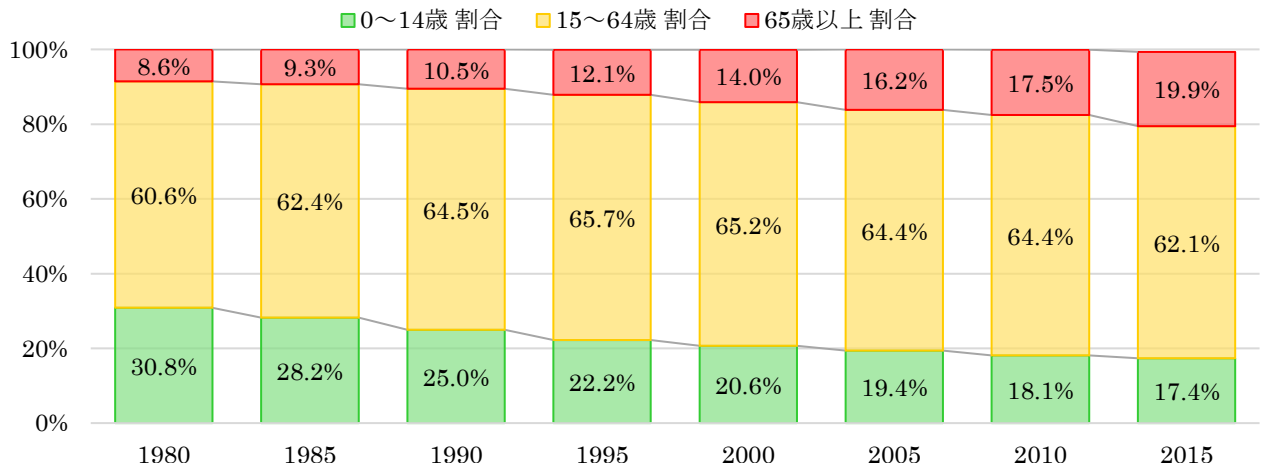
老年人口（65歳以上）は、昭和55年度（1980年度）時点で7,821人、人口に占める割合は8.6%でした。平成27年度（2015年度）時点では23,623人、割合は19.9%と11.3ポイント増加しています。本市においても、少子高齢化が進んでいる状況です。

図表 年代別人口の推移（単位：人）



出典：「人口ビジョン」を基に作成

図表 年代別人口の割合（単位：%）



出典：「人口ビジョン」を基に作成

※端数処理の影響で、合計値が合わない場合があります。

平成27年度（2015年度）から令和2年度（2020年度）の5年間で年少人口と生産年齢人口が減少し、老年人口が増加しています。

コーホート分析※1では、5～14歳、25～64歳の年齢層で人口が流入しており、他の年齢層は流出しています。

図表 5歳階級別男女別人口推移（単位：人）

	(2016.3 末時点)				(2021.3 末時点)				コーホート増減※2	3階級増減※3
	男	女	総数	3階級総数	男	女	総数	3階級総数		
0～4歳	3,504	3,305	6,809	21,247	3,530	3,235	6,765	21,327		80
5～9歳	3,647	3,534	7,181		3,734	3,454	7,188		379	
10～14歳	3,746	3,511	7,257		3,750	3,624	7,374		193	
15～19歳	3,769	3,592	7,361	76,602	3,665	3,480	7,145	75,819	▲ 112	▲ 783
20～24歳	3,408	3,280	6,688		3,490	3,262	6,752		▲ 609	
25～29歳	3,547	3,327	6,874		3,545	3,257	6,802		114	
30～34歳	3,791	3,699	7,490		3,616	3,438	7,054		180	
35～39歳	4,056	3,829	7,885		3,980	3,862	7,842		352	
40～44歳	4,516	4,403	8,919		4,148	3,916	8,064		179	
45～49歳	4,046	3,797	7,843		4,592	4,424	9,016		97	
50～54歳	3,788	3,558	7,346		4,044	3,855	7,899		56	
55～59歳	4,046	3,802	7,848		3,805	3,586	7,391		45	
60～64歳	4,380	3,968	8,348		4,035	3,819	7,854		6	
65～69歳	3,863	3,648	7,511	24,238	4,227	3,921	8,148	28,248	▲ 200	4,010
70～74歳	2,279	2,187	4,466		3,621	3,570	7,191		▲ 320	
75～79歳	2,151	2,493	4,644		2,018	2,082	4,100		▲ 366	
80～84歳	1,532	2,160	3,692		1,729	2,259	3,988		▲ 656	
85～89歳	778	1,551	2,329		1,015	1,790	2,805		▲ 887	
90～94歳	217	826	1,043		388	1,035	1,423		▲ 906	
95～99歳	70	374	444		74	390	464		▲ 579	
100歳～	14	95	109		15	114	129		▲ 315	
総数	61,148	60,939	122,087	122,087	63,021	62,373	125,394	—	3,307	

出典：「うるま市（年齢別統計表）」を基に作成

※1 コーホート分析とは・・・

同じ時期に生まれた人の生活様式や、行動、意識などからくる消費の動向を分析・調査をすることです。今回は人口動態に着目しています。

※2 コーホート増減とは・・・

コーホートとは、同年（または同期間）に出生した集団を意味します。このコーホートを用いて分析し、時系列の変化を軸に人口の変化を捉えたものです。ここでは、H23.3 末時点のそれぞれの年齢層が、5年後の H28.3 末時点には次の年齢層と比較して増加しているのか、減少しているのかを分析しています。

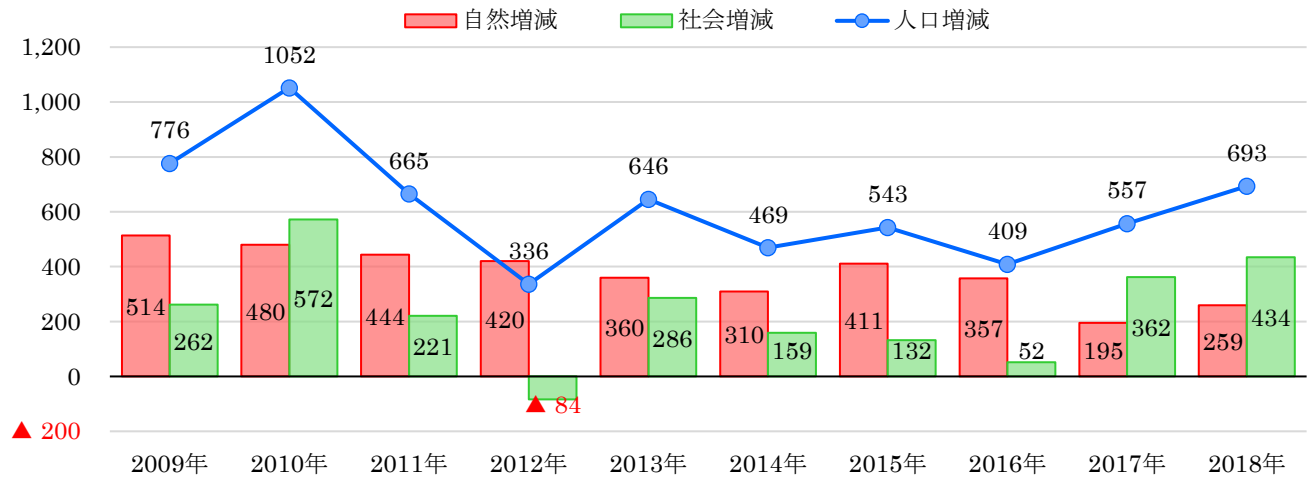
※3 3階級増減とは・・・

年少人口（0～14歳）・生産年齢人口（15～64歳）・老年人口（65歳以上）の3階級の増減を捉えたものです。ここでは、H23.3 末時点と5年後の H28.3 末時点での3階級毎の増減を分析しています。

(2) 人口動態（自然動態・社会動態）

過去10年間の人口動態（自然動態・社会動態）は、平成22年度（2010年度）をピークに近年5年間は増加数に落ち込みがあります。自然動態においては10年間を通して増加の傾向がありますが、社会動態（転入・転出）においては減少も見受けられます。

図表 人口動態（自然動態・社会動態）（単位：人）



出典：「うるま市人口ビジョン」を基に作成

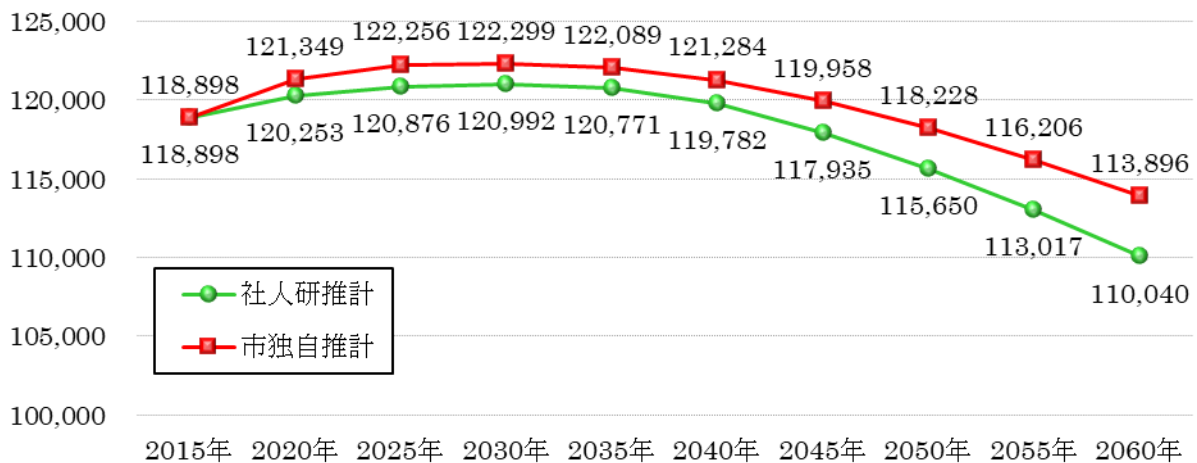
(3) 将来人口の見込み

市の推計によると、令和12年度（2030年度）をピークに人口は減少し始め、令和42年度（2060年度）には113,896人となる見込みです。

市の推計では、「国立社会保障・人口問題研究所」（以下「社人研」という。）の推計値よりも令和42年度（2060年度）で4,000人程度多い結果となっています。この要因としては、市の推計では社人研の推計よりも、若い女性をはじめとした人口流出がそれ程進まないと仮定している事によるものです。

市の推計と社人研との推計には人口の減り方に差はあるものの、いずれにせよ令和7年度（2025年度）から令和12年度（2030年度）頃をピークにして、人口減少段階に入ることが予測されます。

図表 将来人口の見込み（単位：人）



出典：「うるま市人口ビジョン」掲載データ

2-3. 財政の現状と分析

(1) 歳入・歳出

令和元年度（2019年度）の一般会計決算における歳入・歳出の状況では、歳入が約633億円、歳出が約605億円となっており、歳入・歳出ともに高齢化に伴う社会保障関係費の増と連動し増加傾向で推移してきました。

令和元年度（2019年度）の歳入の内訳は、国庫支出金が約154億円で歳入全体の約24.3%と最も多く、以下、地方交付税が約134億円（約21.2%）、市税が約123億円（約19.5%）、県支出金が約72億円（約11.4%）となっています。これを自主財源（市税、繰越金、繰入金、諸収入等）と依存財源（地方交付税、地方債、国庫支出金、県支出金、地方消費税交付金等）に分類すると、自主財源が約31%、依存財源が約69%となり、依存財源の占める割合が高くなっています。

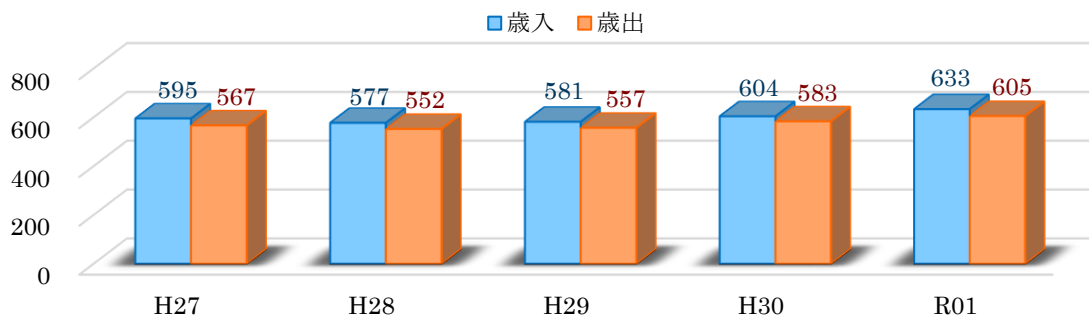
本市の平成17年度（2005年度）から平成27年度（2015年度）までの特徴として、合併特例法に基づく財政支援措置により安定した歳入で推移してきましたが、普通交付税は、平成27年度（2015年度）で合併算定（合併算定と一本算定の差額交付）が終了し、平成28年度（2016年度）から令和3年度（2021年度）にかけて段階的に縮減します。また、合併特例債活用期間（令和2年度（2020年度）まで）の終了に伴い、これまでのように市債の発行ができなくなるため、本市を取り巻く財政状況は、大きく変化していきます。

令和元年度（2019年度）の歳出の内訳（性質別）は、扶助費が約213億円で歳出全体の約35.2%と最も高く、次いで、普通建設事業費が約92億円（約15.2%）、人件費が約71億円（約11.7%）、物件費が約68億円（11.3%）となっています。

人件費については、定員適正化計画に基づく職員数削減等により減少傾向で推移しています。扶助費については、高齢化に伴い増大傾向で推移しています。公債費については、これまで道路・公園などの社会インフラ及び学校施設等の整備に取り組み、その財源として活用した合併特例債の償還に伴い、年々増加傾向で推移しています。普通建設事業費については、平成17年度（2005年度）以降、合併特例債を活用し高い水準で推移してきました。なお、法令等により支出が義務付けられている義務的経費「人件費・扶助費・公債費」の合計は約333億円で、歳出全体の約55.1%を占めています。

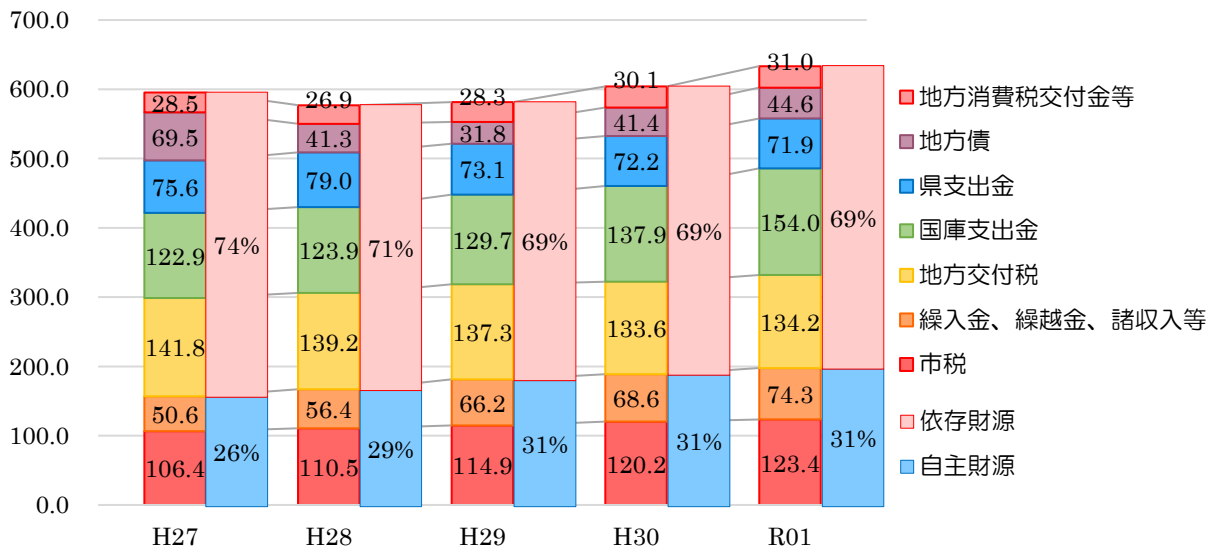
今後も、ますます義務的経費の割合が高まり、財政状況のゆとり（柔軟性）が少ない「財政の硬直性」が進むことが見込まれます。

図表 一般会計決算状況（歳入、歳出の推移）（単位：億円）



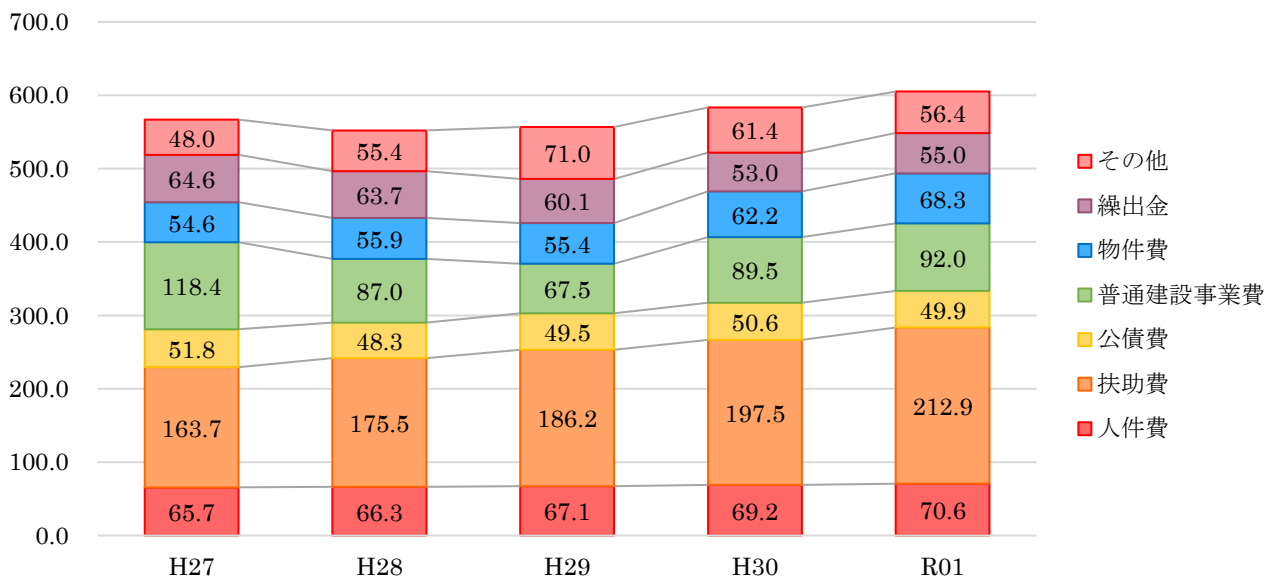
出典：総務省「決算カード」

図表 一般会計歳入の内訳（単位：億円）



出典：総務省「決算カード」

図表 一般会計歳出の推移（性質別）（単位：億円）



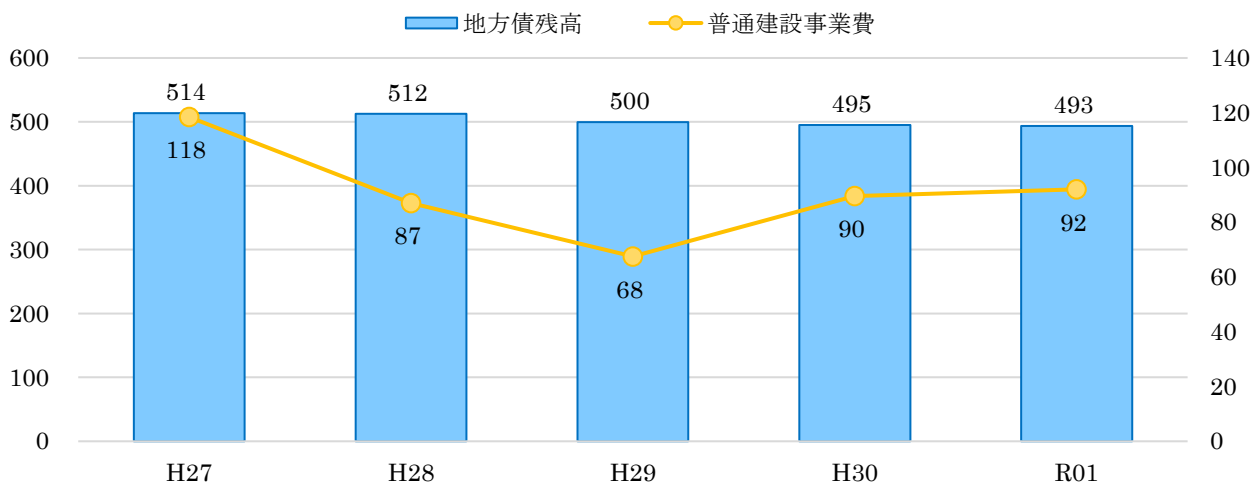
出典：総務省「決算カード」

※端数処理の影響で、合計値が合わない場合があります。

(2) 普通建設事業費と地方債残高状況

本市は、新市建設計画内において、通常の建設事業債よりも有利な合併特例債を活用し道路・公園等の社会インフラや学校施設等の整備など、都市基盤の整備に取り組んできました。そのため、普通建設事業費の規模が大きく、その財源として活用した合併特例債の影響で地方債残高が年々増加していましたが平成28年度(2016年度)以降は減少傾向です。しかしながら合併特例債活用期間が終盤を迎え、普通建設事業費の財源確保がこれまでのように対応できないことが予想されます。合併特例債は令和2年度(2020年度)を含め、活用可能残高が約50億円となっていることから、普通建設事業費の起債は、合併特例債からその他の建設事業債へ移行していくことが見込まれます。他の建設事業債は、合併特例債に比べて財政的負担が大きくなるため、単独の事業及び高率補助が活用できない事業の実施は厳しくなります。起債は、義務的経費である公債費として、歳出の更なる硬直化を招くため、慎重な判断が必要となります。

図表 普通建設事業費と地方債残高状況(単位:億円)



出典:総務省「決算カード」

- ※1 普通建設事業費とは、地方自治体が公共施設の新設・更新を行うための事業です。
- ※2 単独事業とは、国の補助を受けずに地方自治体独自の財源で行う事業です。
- ※3 地方債とは、財源調達の為、外部から行う借入です。将来の長期間にわたって返済(償還)していきます。
- ※4 合併特例債とは、合併後の市町村が市町村建設計画に基づいて行う事業に要する経費について、合併年度とこれに続く10か年度に限り、財源とすることができる地方債です。その元利償還金の70%については、後年度において普通交付税の基準財政需要額に算入されることになっています。(借入金の返済金のおよそ70%が国の支援装置を受けられることとなります。)

(3) 財政の見通し

本市財政の見通しは、歳出では少子高齢化に伴い福祉や介護、医療などの社会保障関係経費が増加するほか、合併特例債などの償還が高水準で推移するため、義務的経費（扶助費及び公債費）が年々増加します。また、今後は、公共施設や道路・公園をはじめとする社会インフラの老朽化に対応するため、維持修繕等のコストがますます増大していくと予測されます。

一方で、歳入では、合併特例債の終了に伴い普通建設事業費の財源確保がこれまでのように対応できないことを見込まれるほか、歳入構成比率が最も高い普通交付税が合併算定替終了に伴う縮減などにより一般財源総額の大幅な伸びが見込めないと推計します。

このため、増え続ける歳出を賄えないため、平成30年度（2018年度）以降は、財政調整基金等で収支バランスを図る厳しい財政運営が予測されます。

財政調整基金の活用については、平成28年度（2016年度）以降の普通交付税の合併算定替終了を見据え、一定程度の行政サービスの水準を維持するため、財源不足を財政調整基金の活用で対応することを見込んでいますが、今後の財政見通しは、高齢化に伴い義務的経費の割合がますます高まり、財政の硬直化（固定経費が高まり自由に使うことができる財源が少なくなる）及び収支不足を基金繰入（取崩）で対応する状態が続くと想定されます。

このため、歳入・歳出両面での対策を行わないと財政調整基金への依存度が高まり、基金残高が数年で底をつくことが懸念されます。（出典：うるま市中期財政計画）

このようなことから、基金依存度の高まりを抑制しつつ、将来にわたって収支均衡が図られた持続可能で健全な財政運営を目指して、歳入・歳出両面での改善に取り組まなければなりません。

さらに、少子高齢化や人口減少の進展に伴って、将来的に税収減や扶助費等の支出増が見込まれることを勘案すると、公共施設の改修・更新のための財源を確保することが課題となります。公共施設等の適正配置の取り組みを進めるとともに、維持管理経費や老朽化に伴う改修・更新費用等の抑制・平準化につなげていくことが、不可欠になるものと考えています。

2-4. 各地域比較

(1) 人口

各地区において、人口及び世帯数の変化は以下の図表のとおりです。

図表 地区別人口・世帯数の増減（単位：人・世帯）※令和3年3月末現在

地区	人口			世帯数		
	総数	過去5カ年の増減数	増減率	総数	過去5カ年の増減数	増減率
旧具志川市	76,763	2,127	2.9%	28,906	3,771	13.0%
旧石川市	24,016	181	0.8%	10,258	893	8.7%
旧勝連町	13,033	-236	-1.7%	5,491	248	4.5%
旧与那城町	11,582	-199	-1.6%	4,960	220	4.4%
合計	125,394	1,873	1.5%	49,615	5,132	10.3%

出典：うるま市「年齢別統計表」

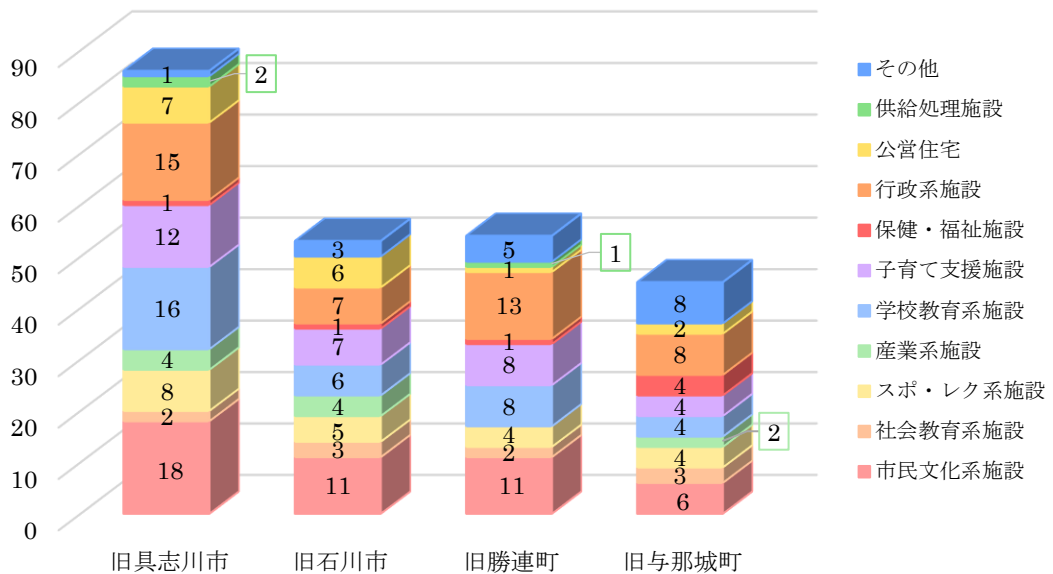
(2) 施設の状況

各地区において、所有する施設数や延べ床面積の割合は下の図表のとおりです。

施設数では「旧具志川市」が最も多く、次いで「旧勝連町」となっていますが、延床面積では「旧具志川市」に次いで「旧石川市」が大きくなっています。「旧勝連町」は地域住民一人当たりの延床面積が4.86㎡と他地区と比べて割合が大きいことから、公共施設の過剰が見られます。また、「旧与那城町」では施設数に対して延床面積が小さいことから、他地区と比較すると小規模な施設が配置されていることが伺えます。

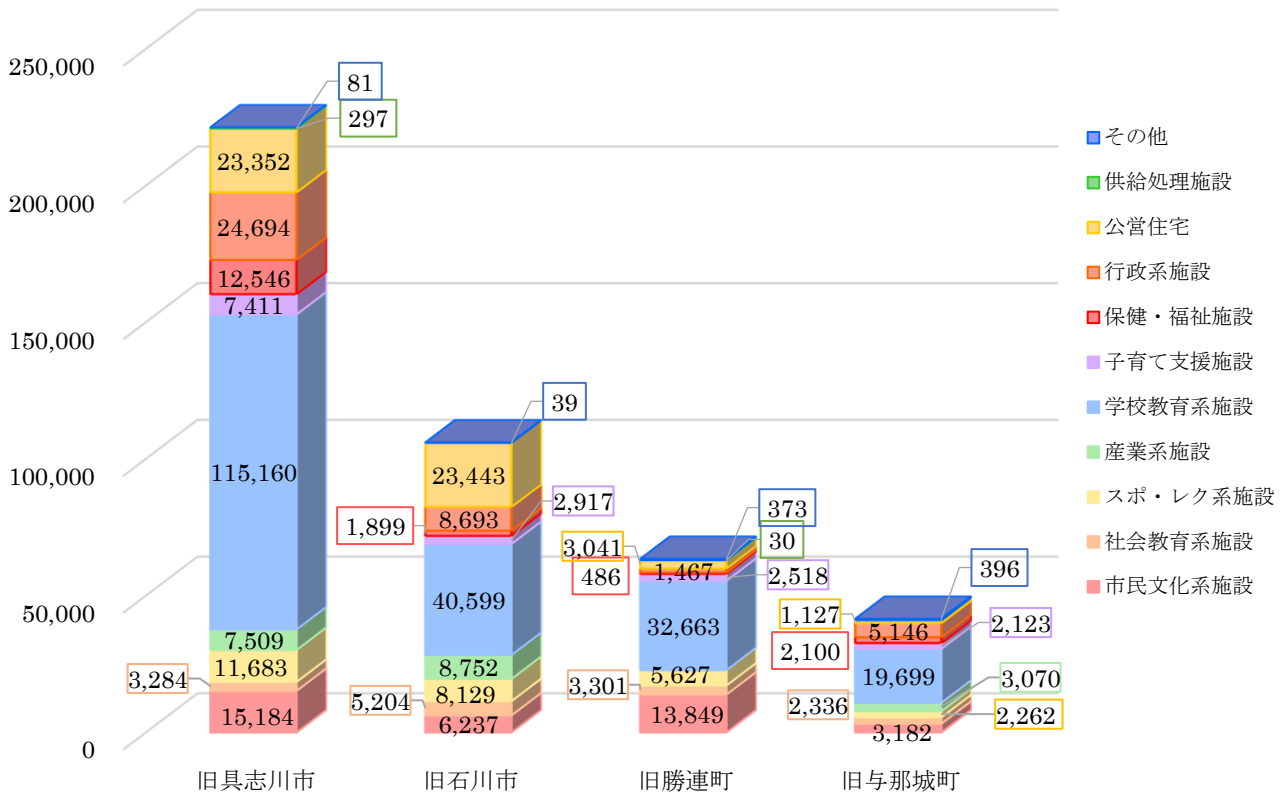
また、本市は四市町が合併して誕生した市であり、これまで旧四市町がそれぞれ劇場・ホールや公民館、資料館、体育施設などを一通り整備してきたことから、通常自治体単位でひとつの施設でも複数保有しています。

図表 地区別公共施設等配置状況（単位：施設数）



出典：公会計固定資産台帳

図表 地区別公共施設等配置状況（単位：㎡）

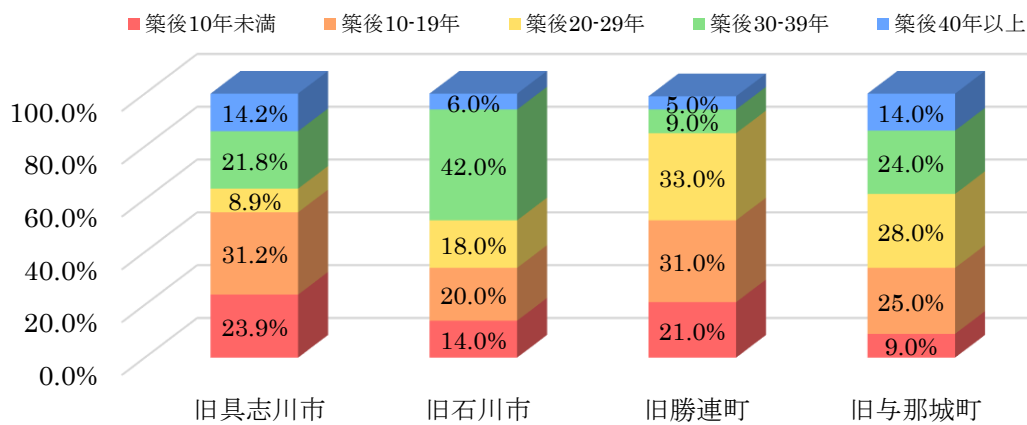


出典：公会計固定資産台帳

図表 地区別公共施設の整備状況

地域	施設数	総延床面積	市全体の総延床面積に対する割合	築後20年以上の施設の割合	R2地域住民一人当たりの延床面積
旧具志川市	86	221,199 ㎡	51.2%	44.9%	2.88 ㎡
旧石川市	53	105,912 ㎡	24.5%	66.3%	4.41 ㎡
旧勝連町	54	63,355 ㎡	14.7%	47.5%	4.86 ㎡
旧与那城町	45	41,439 ㎡	9.6%	66.0%	3.58 ㎡
合計	238	431,906 ㎡	100.0%	52.6%	3.44 ㎡

図表 築年別延床面積の割合



出典：公会計固定資産台帳

※端数処理の影響で、合計値が合わない場合があります。

第3章 公共施設等の長期的なコスト試算

3-1. 公共建築物・インフラ資産・全体の更新コスト資産（平成28年度（2016年度）策定時点）

【公共施設等の長期的なコスト試算の前提条件】

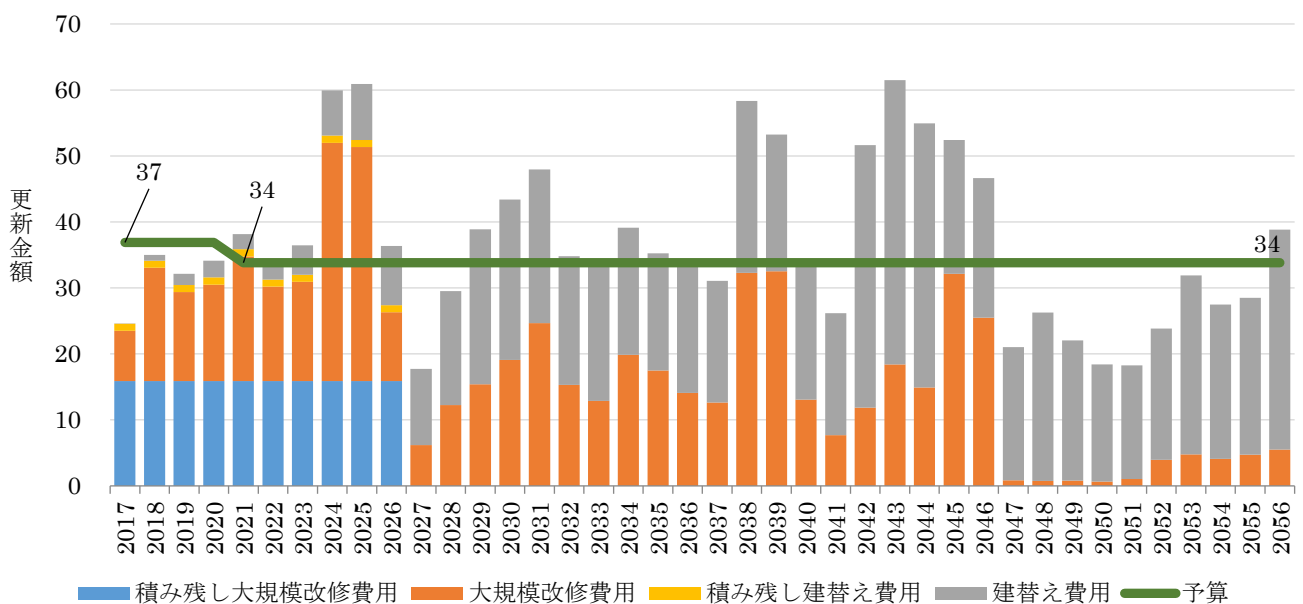
- ・ 公共建築物は、耐用年数40年未満の建築物は耐用年数到来時に建替えるものとし、耐用年数40年以上の建築物は、築後30年目に大規模改修を行い、その後、耐用年数到来時に建替えるものとし、その試算費用は、公会計固定資産台帳の再調達価格を元に算出しています。
- ・ 大規模改修及び建替え費用は、設計、施工と複数年度に渡り費用がかかることを考慮し、単年度に負担が集中しないよう、大規模改修は2年間、建替えは3年間に振り分けて計上しています。
- ・ インフラ施設は、対象施設を耐用年数に合わせて更新すると想定し、その総額（1,337億円）を40年按分したものを歳出として計上しています。
- ・ 試算時点で更新年数を既に経過し、更新（大規模改修または建替え）されていないはずの施設が更新されずに残されている場合、費用の集中による負担を分散軽減するため、大規模改修の積み残しは5年間で実施、建替えの積み残しは10年間で実施することと仮定して計上しています。

※予算は、うるま市中期財政計画・財政の中期見通し推計データにおける投資的経費を仮定して計上しています。

(1) 公共建築物に係る更新投資の試算

公共建築物の今後40年間の更新投資を試算すると、**今後40年間で約1,472億円の更新投資が必要**になります。**40年間で平均すると、年間の更新投資額は約36億8千万円必要**です。対して予算額は令和3年度（2021年度）以降34億円で推移している為、毎年約2億8千万円予算が不足します。

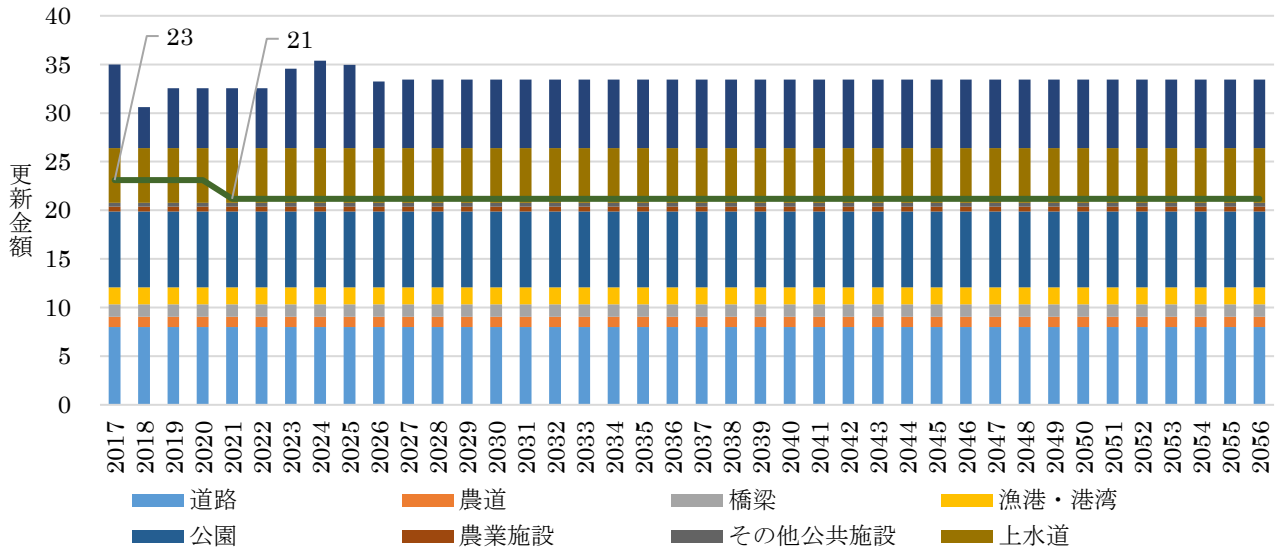
図表 公共建築物の年度別更新金額（単位：億円）



(2) インフラ資産に係る更新投資の試算

インフラ資産の今後40年間の更新投資を試算すると、**今後40年間で約1,337億円の更新投資が必要**になります。**40年間を平均すると、年間の更新投資額は約33億4千万円必要**です。対して予算額は令和3年度(2021年度)以降21億円で推移している為、毎年約12億4千万円予算が不足します。

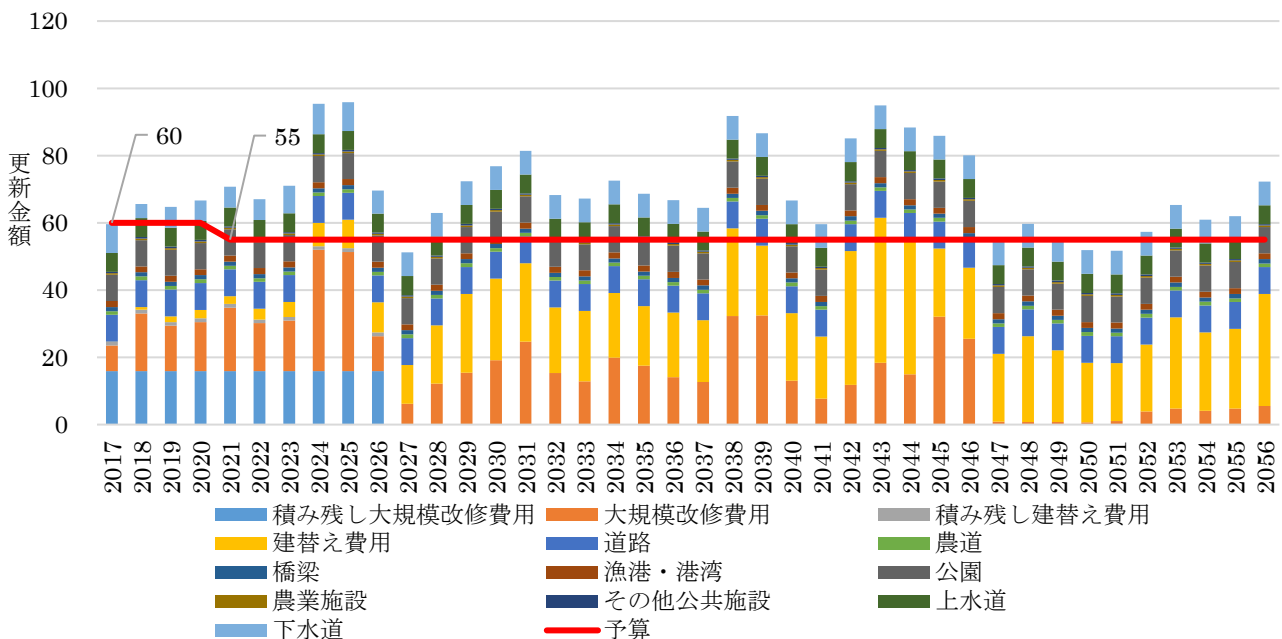
図表 インフラ資産の年度別更新金額(単位:億円)



(3) 公共施設全体(公共建築物・インフラ資産)に係る更新投資の試算

公共施設全体(公共建築物・インフラ資産)の今後40年間の更新投資を試算すると、**40年間で約2,809億円の更新投資が必要**になります。**40年間を平均すると、年間の更新投資額は約70億2千万円**となります。対して予算額は令和3年度(2021年度)以降55億円で推移している為、毎年約15億2千万円予算が不足します。

図表 公共建築物とインフラ資産の年度別更新金額(単位:億円)



3-2. 財政シミュレーション（平成28年度（2016年度）策定時点）

歳入・歳出全体ベースでの財政シミュレーション

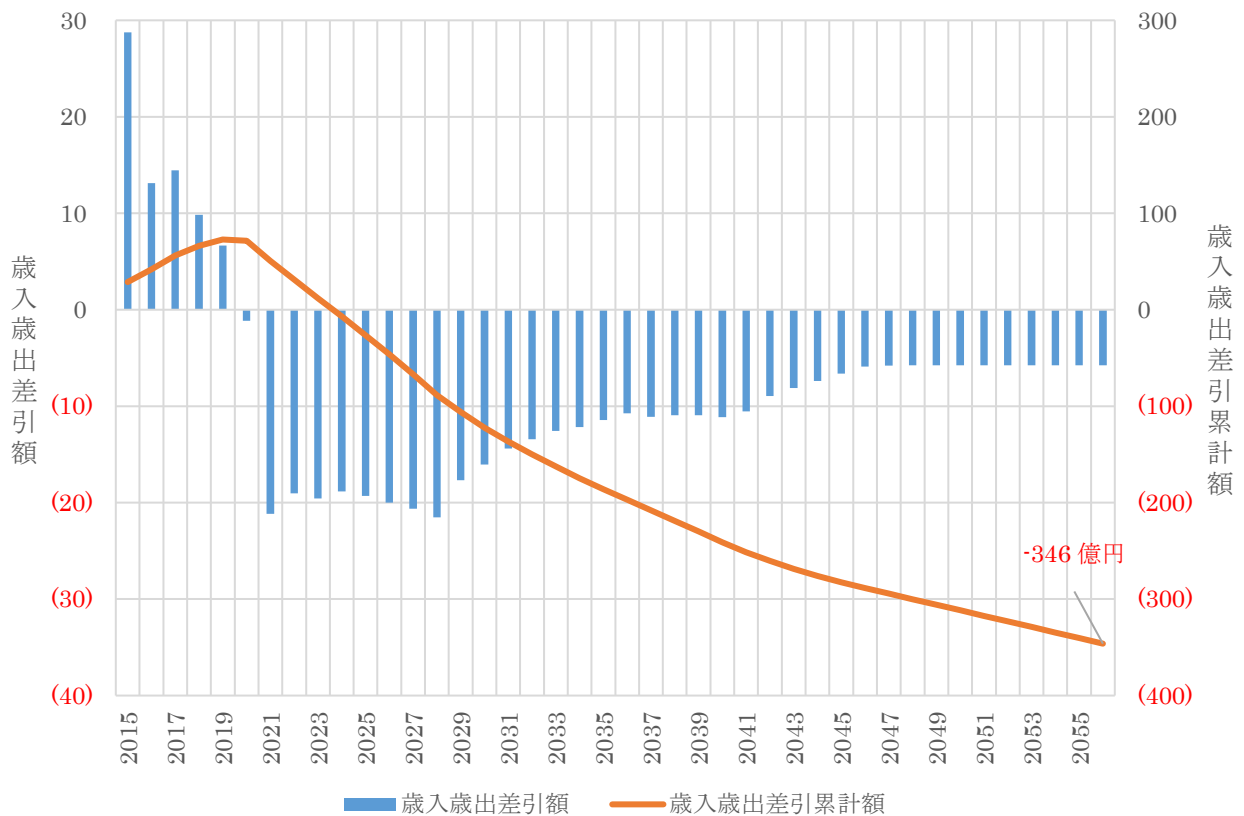
うるま市中期財政計画・財政の中期見通し推計データをベースに、平成28年度（2016年度）から40年後の令和38年度（2056年度）までの歳入歳出差引額を試算します。ただし、歳入歳出差引額がマイナスとなる年度は繰越金を計上しないこと、令和11年度（2029年度）以降の推計については、令和10年度（2028年度）の推計額で原則推移するものとします。

その結果、歳入構成比率が最も高い普通交付税縮減の影響、少子高齢化や人口減少の進展に伴う扶助費等の支出増大、さらに、将来的に税収減への影響等、今後40年間の歳入歳出差引額を推計すると、令和2年度（2020年度）には、歳入-歳出の額がマイナス（歳出を歳入で賄えなくなる）となることが推計され、財源不足の総額は、40年間で346億円と推計されます。

このように、本市の財政見通しを勘案した場合、公共施設の改修・更新のための財源を確保することが課題となり、公共施設を削減し公共施設の更新投資や大規模修繕費用を抑えることが必要となります。

しかし、公共施設のうちインフラ資産を削減することは、現在のうるま市においては困難であると考えられます。そのため、公共建築物の新規建設費を削減し、更新コストの低減に努めなければなりません。

図表 財政シミュレーション結果（単位：億円）



3-3. 数値目標（平成28年度（2016年度）策定時点）

財政シミュレーションの結果を踏まえると、40年間で約346億円の削減が必要となります。公共施設のうち、インフラ資産は、市民の生活を支えるライフラインであり、施設の再編や廃止に関する具体的な削減目標の設定は困難です。よって、公共建築物の削減によりマイナス分を補てんする場合、中期財政計画の予算及びこれまでの実績より、投資的経費の約61%を公共建築物の更新費用として確保できたと仮定すると単純計算で施設保有量（延床面積）を40年間で約25%削減する必要があります。一方で、既に事業の実施が決定しており、今後もインフラ資産や公共建築物の整備が予定されており、更に深刻な状況が想定されます。

このような状況を踏まえ、数値目標については、公共建築物の総量削減だけでなく、インフラ資産及び公共建築物の長寿命化等による更新費用の縮減や、警備、清掃、光熱水費等の維持管理費コストの削減、余剰施設等の利活用、貸付及び売却の促進による歳入確保など、総コストの縮減目標として設定するものとします。

なお、目標値については、【3-2. 財政シミュレーション】で試算した346億円に設定します。これは公共施設の更新や維持管理、行政サービス等を今後も適切かつ円滑に進めていくために必要な数値です。この目標を達成するための今後の方針等について第4章以降に記載します。

40年間で346億円に相当する総コストの削減を図ります。

3-4. 長寿命化対策の効果

【長寿命化対策の効果額試算の前提条件】

【従来型】

- ・ 60年を標準耐用年数とする
- ・ 20年目、40年目で大規模修繕（単価は建替えの34%で設定）を実施する
- ・ 60年で建替え（総務省：更新費用試算ソフトの建替え単価で設定）を実施する
- ・ 15年周期で設備の更新（公会計固定資産台帳の取得価額で設定）を実施する

【長寿命化型】

- ・ 60年の標準耐用年数を80年に長寿命化する
- ・ 20年目、60年目で大規模修繕（単価は建替えの34%で設定）を実施する
- ・ 40年目に長寿命化改修（総務省：更新費用試算ソフトの大規模改修単価で設定）を実施する
- ・ 80年で建替え（総務省：更新費用試算ソフトの建替え単価で設定）を実施する
- ・ 15年周期で設備の更新（公会計固定資産台帳の取得価額で設定）を実施する

【共通】

- ・ 60年を標準耐用年数とする施設は、公会計固定資産台帳上の耐用年数が47年以上の「鉄筋コンクリート（鉄筋コンクリートブロック含む）」「鉄骨鉄筋コンクリート造」「鉄骨造（重量鉄骨）」の建築物とする。※公会計固定資産台帳上、耐用年数（減価償却）が47年以上で構造が不明の場合も含む
- ・ 公会計固定資産台帳上の耐用年数（減価償却）が47年未満の建築物は、耐用年数到来時に建替えるものとします。
- ・ 長寿命化改修及び建替え費用は、設計、施工と複数年度に渡り費用がかかることを考慮し、単年度に負担が集中しないよう、長寿命化改修は2年間、建替えは3年間に振り分けて計上しています。
- ・ 試算時点で更新年数を既に経過し、更新（大規模修繕または長寿命化改修、建替え）されていないはずの施設が更新されずに残されている場合、費用の集中による負担を分散軽減するため、積み残しは10年間で実施することと仮定して計上しています。
- ・ インフラ資産は、長寿命化しつつ維持することを前提としているため、単純更新した場合の見込みの試算が好ましくないことから試算条件から対象外としています。

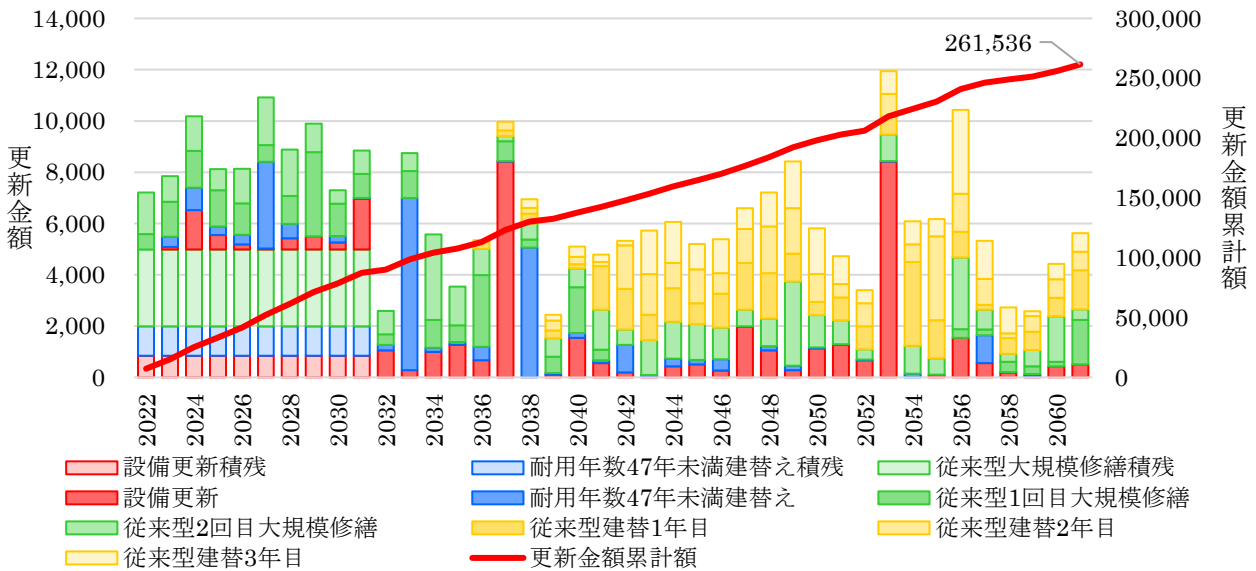
用途（大分類）	大規模修繕	大規模改修	建替え（更新）
市民文化系施設	136千円/m ²	250千円/m ²	400千円/m ²
社会教育系施設	136千円/m ²	250千円/m ²	400千円/m ²
スポーツ・レクリエーション系施設	122.4千円/m ²	200千円/m ²	360千円/m ²
産業系施設	136千円/m ²	250千円/m ²	400千円/m ²
学校教育系施設	112.2千円/m ²	170千円/m ²	330千円/m ²
子育て支援施設	112.2千円/m ²	170千円/m ²	330千円/m ²
保健・福祉施設	122.4千円/m ²	200千円/m ²	360千円/m ²
行政系施設	136千円/m ²	250千円/m ²	400千円/m ²
公営住宅	95.2千円/m ²	170千円/m ²	280千円/m ²
供給処理施設	122.4千円/m ²	200千円/m ²	360千円/m ²
その他	122.4千円/m ²	200千円/m ²	360千円/m ²

※各種個別施設計画の条件と一致しているものではない

(1) 施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み

各施設を従来型の条件で更新する場合の更新必要金額は以下のとおりです。今後40年間で約2,615億円（年平均約65億円）必要となる試算になります。

図表 従来型更新金額推移（単位：百万円）

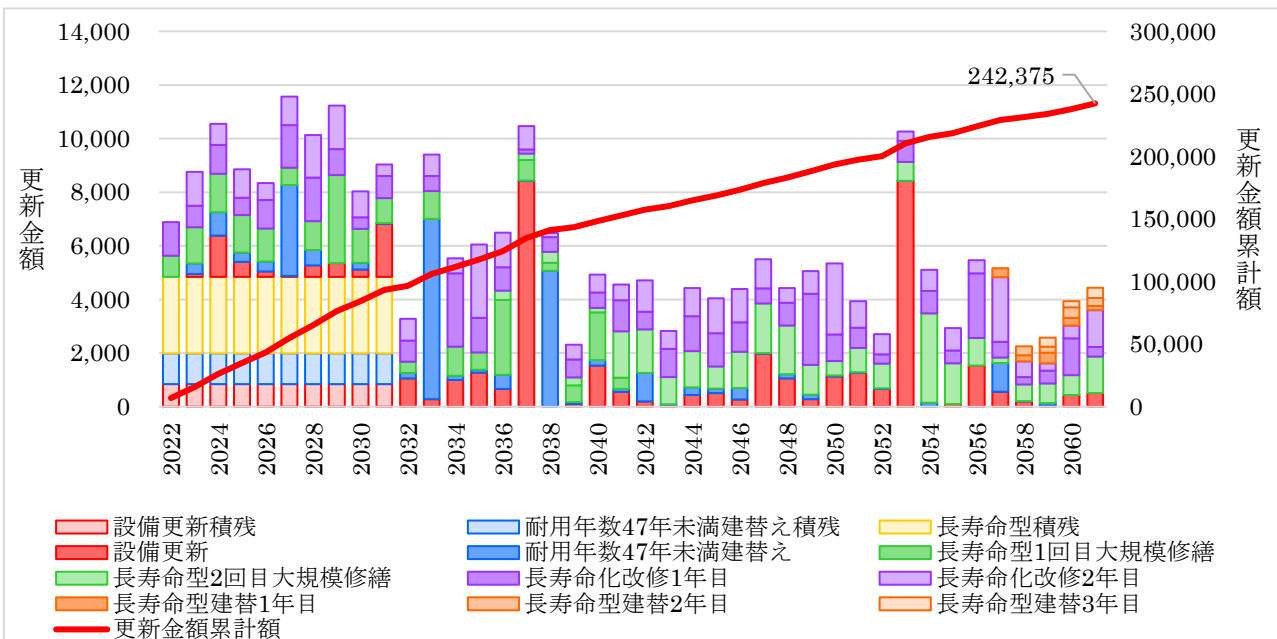


出典：公会計固定資産台帳

(2) 長寿命化対策を反映した場合の見込み

各施設を長寿命化型の条件で更新する場合の更新必要金額は以下のとおりです。今後40年間で約2,423億円（年平均約61億円）必要となる試算になります。

図表 長寿命型更新金額推移（単位：百万円）

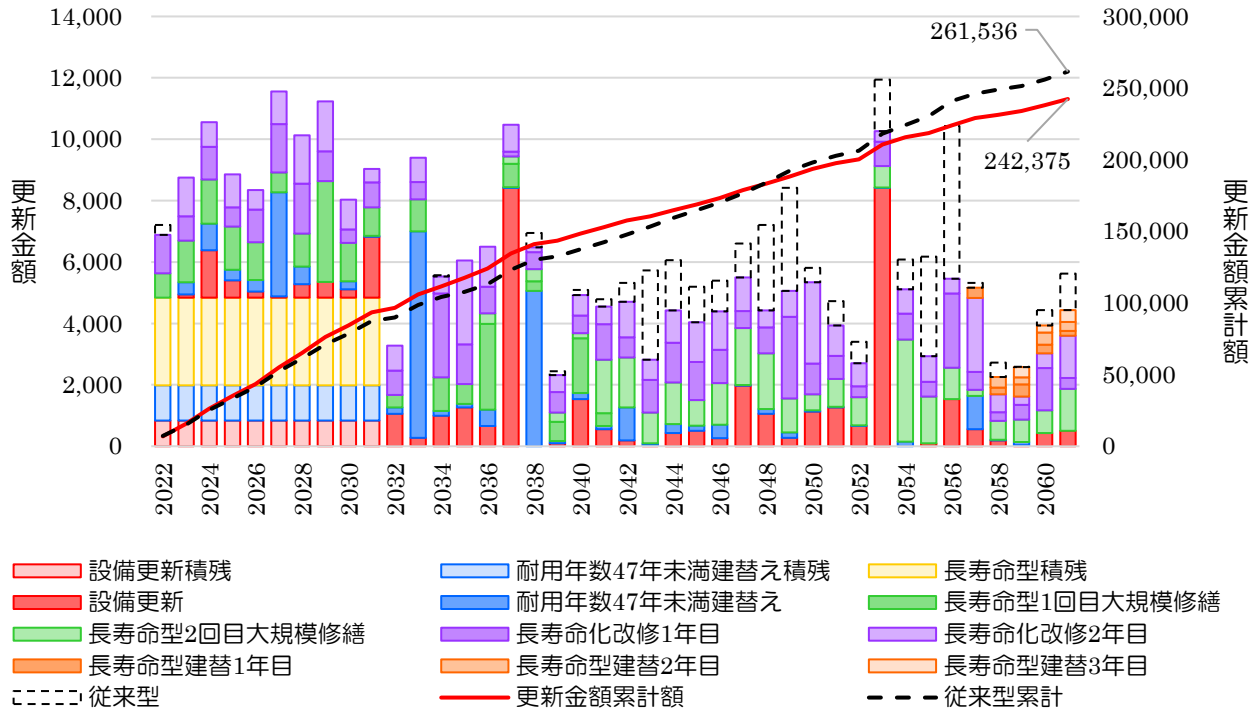


出典：公会計固定資産台帳

(3) 対策の効果額

従来型の条件で更新した場合の見込みと長寿命化型の条件で更新した場合の更新必要金額を比較すると、以下のとおりになります。今後40年間で約192億円（年平均約5億円）の削減効果が表れる試算になります。

図表 対策の効果額（単位：百万円）



出典：公会計固定資産台帳

第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

4-1. 現状や課題に関する基本認識

(1) 公共施設等の保有量

- ・本市は平成17年4月1日に旧具志川市、旧石川市、旧勝連町、旧与那城町の4市町が合併して新たに設置された市であり、同機能の公共施設等が多数存在しています。人口一人当たりの公共建築物の延床面積に関しては合併市の平均は下回っていますが、類似団体と比較すると約1.3倍の施設を保有している状況です。合併市は全国的に施設保有量の過多が見られ、本市も施設全体の最適化が課題となります。

(2) 人口減少及び少子高齢化による公共施設等に対するニーズの変化

- ・市の推計によると令和12年度（2030年度）までは人口増加の見通しとなります。但し、以降は人口減少の一途をたどっていくものと推測されています。今後は人口増だけでなく、人口減の見込みを考慮した上で公共施設等の整備を図らなければ、遊休施設の増加を招く事態も推測されます。

(3) 公共施設等にかかる財源の確保

- ・本市の歳入の内訳は自主財源が31%、依存財源が69%であり依存財源の占める割合が高くなっています。今後は依存財源が減ることとなるため、さらなる自主財源の確保を推し進める必要があります。計画的な財政運営を図らなければ適切な時期に公共施設等の更新が行えず、危険施設の増加も懸念されます。

4-2. 基本理念

「うるま市の公共施設等として再編し、適切な状態で次世代へ引き継ぐ」

旧四市町の公共施設等としてではなく、新市うるま市の公共施設等として再編することで適切な状態とします。そして、次世代に負担を残さず、持続可能な公共施設サービスの提供を目指します。

4-3. 基本方針

基本理念を実現するため、以下の基本方針を設定し、公共施設マネジメントを推進していきます。

(1) 全庁的な問題意識の共有とトップマネジメントによる体制の整備

- ・ 組織の縦割りを乗り越えて、全市的かつ長期的な視点で公共施設等マネジメントを推進するためのマネジメント部署の設置や市長の公言による支援など、トップマネジメントによる推進体制を整備します。
- ・ 公共施設整備事業の実施に先立ち、公共施設等マネジメントの視点で検証する事前協議制度を導入し、整備内容の最適化を図るとともに、事後の効果検証まで行います。

(2) 保有総量の抑制・圧縮

- ・ 公共施設等の新設は、現在、既に整備に向け計画的な取組みが進められているものを除き、原則、行わないものとします。
- ・ 新設が必要な場合は、同種・類似の既存施設の廃止を徹底するとともに、ライフサイクルコストを考慮した費用対効果を検証して行うこととします。
- ・ 今後の財政推計や人口減少、少子高齢化の状況を踏まえ、老朽施設の統廃合等による根本的な保有総量の圧縮を行います。

(3) 多機能化及び複合化の推進

- ・ 公共施設等の持つ機能を重要視し、施設の統廃合や既存施設の有効活用、学校を含めた施設の多機能化や複合化を推進します。
- ・ 市民に最も身近な公共施設である自治公民館や小中学校を地域拠点として設定し、そこに集約することを基本とします。
- ・ ただし、緊急性の高い施設は、低利用施設の有効活用や近接する類似施設との集約化・共用化、余剰スペースの活用により、多機能化や複合化を行います。
- ・ なお、各地区均一の施設整備ではなく、各地区の特性を重視し連携・補完することにより、必要な機能を提供します。

(4) 再編の方向性（維持、改築・修繕、転換、処分）を判定し、将来シナリオの提示

- ・ 施設性能と有効活用度から各施設を評価し、地域特性を考慮したうえで、施設の維持、改築・修繕、転換、処分の方向性を判定します。
- ・ そして、再編の方向性における主な将来のシナリオを提示します。

(5) システム化による管理運営の統一化

- ・ 各担当課で管理している施設状況を把握するためのデータ収集・更新をシステム化し、施設の評価→方向性の判定→将来シナリオに基づく取組みの実施→点検→評価を繰り返しながら、施設を最適な状態で管理運営し続けるマネジメントサイクルを確立します。
- ・ そして、その手順をマニュアル化することで、担当部署を問わず、統一した考え方に基づく管理運営を図ります。

(6) 公民連携の推進

- ・ 指定管理者制度やPFI※1等のPPP※2手法の導入により、施設の整備、更新、管理運営において、民間事業者の資金やノウハウを活用し、より効果的・効率的なサービスを提供します。
- ・ 公共施設の全てを公共で賄うのではなく、民間施設を活用した取組みを推進するなど、施設を保有せずに公共サービスを展開する取組みについても推進します。

※1 PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）・・・施設的设计・建設・管理運営・資金調達を一括し、長期の契約として民間に委ねる方式

※2 PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）・・・公民が連携して公共サービスの提供を行うスキーム

(7) 計画的な維持管理の推進

- ・ 道路、橋梁、水路等のインフラ資産は、市民の生活を支える基盤となるものであり、一度布設したものを廃止することは現実的ではありません。これまで整備してきたものを、長寿命化計画等に基づき、計画的に点検、修繕、更新を行います。また、今後新設するインフラ資産については、費用対効果を十分に考慮して計画的に整備します。
- ・ 既存施設の機能の健全度をより効果的かつ効率的に維持するため、安全・安心で快適な市民生活を確保する上での重要度や緊急性、財政計画との整合性を十分に勘案しながら、従来にも増して計画的で高い実効性を伴った補修・補強等に努めます。
- ・ 既存施設の日常的な維持管理や補修・補強等にかかる経費の削減に向け、より幅広く民間事業者のノウハウや新技術等の活用を図るとともに、大規模な補修・補強等の機会を捉え、より高い耐久性が期待できる素材や構造等の導入を推進します。

※【基本理念】【基本方針】は、公共施設等マネジメント計画からの引用、一部追加

4-4. 実施方針

(1) 点検・診断等の実施方針

公共建築物

- ・ 法定点検だけでなく劣化状況や利用状況等を把握しながら、必要に応じて専門業者による劣化診断等を実施して詳細な状況把握を行っていきます。また、定期的な安全点検等により状況を随時確認し、関係者で情報共有を図りながら適正な管理を行います。

インフラ資産

- ・ インフラ長寿命化計画（個別施設計画）など国土交通省から示される技術基準等に準拠しつつ、専門業者への委託を含め適正に点検・診断等を実施します。

(2) 安全確保の実施方針

公共建築物

- ・ 公共建築物に求められている最低限の機能は安全性の確保である。そのために、施設管理者の定期的な巡回点検や建築基準法の定期報告など各種法令に基づく点検などを適正に実施します。また、指定管理者制度を採用している施設では適正な施設管理の徹底を指定管理者と共同で実施します。

インフラ資産

- ・ 高度成長期以降に集中的に整備されたインフラ資産は、今後一斉に更新時期を向かえるものと推測されます。安全性を確保するには、大規模災害にも耐える必要があるため、所有するインフラ資産の状態を正確に把握し、適宜、改修及び補強を行っていき、安全性の懸念がある施設については進入防止柵の設置等、供用の制限又は廃止を行います。

(3) 長寿命化の実施方針

- ・ 点検の強化及び早期の管理・修繕により更新コストの削減を目指すため、長寿命化計画を策定します。また、定期的な点検診断に基づく予防保全型の維持管理を行っていくことで施設の長寿命化を図り、長期的な維持コストの縮減・平準化に努めていきます。

(4) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

公共建築物

- ・ 不具合が発生するたびに対応する事後修繕ではなく、修繕・更新に関する計画を策定し、長期的な視点から計画的に行っていきます。

更新する場合は、複合化を前提とし、施設総量の削減を進めていきます。

インフラ資産

- ・ 定期的な点検・診断により劣化状況や利用状況などを把握したうえで、施設の健全度や重要性による優先順位を考慮しながら計画的且つ効率的な維持管理に努めていきます。

(5) 耐震化の実施方針

- ・ 昭和56年に建築基準法が改正され、現在の新耐震基準が施行されました。新耐震基準は昭和56年6月1日以降に建築確認を受けた建物に適用されていることから、改正前の旧耐震基準により設計・建築された建物は耐震基準を満たしていない建物となります。このため、耐震化の必要な施設については、経過年数や危険度等を勘案し長寿命化計画による耐震診断・耐力度調査等により、計画的・効率的な施設整備を図ります。

(6) 統合や廃止の推進方針

- ・ 社会情勢や経済状況が大きく変化する中で、設置の目的や意義が薄れたり、利用率が低下している施設や設置目的が重複している施設は統合・廃止に努めていきます。

(7) 歳入確保の方針

- ・ 【3-3.数値目標】を達成するため、余剰施設等の利活用、貸付及び売却の促進による歳入確保や、新たな手法の調査検討・実施による歳入対策に努めていきます。

(8) ユニバーサルデザイン化の推進方針

- ・ 障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず、本市の公共施設等を全ての人々が使いやすく、安全・安心に利用できることを目標に、改修・更新等の際には「ユニバーサルデザイン2020行動計画」（平成29年2月20日）を踏まえて、社会的障壁を取り除き、災害にも強く、しなやかなまちづくりの観点からユニバーサルデザイン化の推進を実施することが重要です。

また、バリアフリー施策は、ハード面においては「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」および「沖縄県福祉のまちづくり条例」に適合させるのは勿論のこと、これにとどまらず適時かつ適切な方法により検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講じる（スパイラルアップ）ことを基本とします。

(9) 脱炭素化の推進方針

- ・本市の公共施設等の改修・更新等の際には「うるま市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を踏まえ、市民サービスの向上と省エネルギー化の一層の推進等を両立させながら、温室効果ガス排出量の削減に向けた様々な取り組みを実施することが持続可能な公共施設サービス提供の観点からも重要です。

ZEB 基準相当及び省エネルギー基準への適合や、BEMS 導入、太陽光発電設備の設置、LED 照明の導入等、その他にも適時かつ適切な方法により検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講じる（スパイラルアップ）ことを基本とします。

4-5. 過去に行った対策の実績

連番	実施施設名称	延床面積	最終施設所管課	実施年度	対策
1	石川老人クラブ会議室	65 m ²	介護長寿課	2016	解体
2	石川老人クラブ作業室	85 m ²	介護長寿課	2016	解体
3	旧比嘉幼稚園	203 m ²	学校施設課	2017	解体
4	江洲学習等供用施設	495 m ²	市民協働課	2017	解体
5	与那城庁舎	5,603 m ²	プロジェクト推進1課	2018	売却
6	石川屋内運動場	3,250 m ²	観光振興課	2018	解体
7	旧宮城幼稚園	140 m ²	学校施設課	2018	解体
8	勝連庁舎	1,876 m ²	管財課	2019	解体
9	うるま市勝連社会福祉センター	1,279 m ²	福祉総務課	2019	解体
10	伊波メンサー織作業所	52 m ²	文化財課	2019	解体
11	豊原保育所	374 m ²	保育幼稚園課	2020	民間へ無償譲渡
12	石川保育所	623 m ²	保育幼稚園課	2020	民間へ無償譲渡
13	老人福祉センター（B型）	407 m ²	介護長寿課	2021	廃止・解体
14	川崎幼稚園	382 m ²	学校施設課	2020	社会福祉法人へ無償譲渡
15	中原幼稚園	694 m ²	学校施設課	2020	社会福祉法人へ無償譲渡
16	うるま市農家高齢者創作館	209 m ²	農政課	2020	解体
17	あやはし作業所	700 m ²	障がい福祉課	2020	解体
18	きむたか作業所	970 m ²	障がい福祉課	2020	解体
19	勝連町へい獣処理施設	30 m ²	環境課	2021	解体
20	消防ポンプ小屋 与勝	12 m ²	消防総務課	2021	解体
21	旧桃原小学校	311 m ²	学校施設課	2021	解体
22	旧宮城小学校	65 m ²	学校施設課	2021	解体
23	旧与勝消防署	1,173 m ²	消防総務課	2020	解体

4-6. 持続可能な目標（SDGs）との関連

本計画は、単に施設の老朽化に対する方策を検討するだけでなく、施設の適正な維持管理といった観点から、持続可能な社会を実現していくための計画としての側面を持ち合わせ、「SDGs」で定める国際目標の実現にも寄与するものです。

本計画を適切に実施していくことで、「SDGs」の目標達成に貢献していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第5章 施設分類ごとの管理に関する基本的な方針

5-1. 公共建築物

公共建築物については、既存計画（公共施設等マネジメント計画及び公共施設等白書）で整理した現状と課題及び再編の方向性を基本方針として掲げるものとし、内容について、一部見直し等を行いました。

(1) 市民文化系施設

集会施設（旧中分類：市民施設_自治公民館）	
施設名	○自治公民館（32施設）○うるま市浜比嘉島地域交流拠点施設（令和3年度（2021年度）供用開始予定） ○長田団地集会所○金座団地集会所○東山団地集会所○与勝団地集会所
現状と課題	○自治公民館のうち14施設は築30年以上経過しているため、老朽化対策が必要となります。 ○すべての自治公民館は指定管理者（自治会）による管理運営が行われています。 ○（うるま市浜比嘉島地域交流拠点施設）令和4年度（2022年度）開業施設 ○（うるま市浜比嘉島地域交流拠点施設）指定管理者による運営をしていきます。 ○江洲学習等供用施設は取り壊し。 ○宮城島コミュニティ防災センターを新築。
基本方針	○コミュニティ活動の拠点施設であるため、今後も維持していく必要があるが、法人化による管理運営の廃止（自治会所有の施設へ移行）を視野に入れ、検討します。 ○施設の更新時には、老人福祉施設や研修・学習室、子育て支援機能等、他機能との複合化を検討します。 ○旧浜中学校については、勝連浜イベントセンターとして活用後、改築・用途変更し「浜比嘉島地域交流拠点施設」とする。 ○（うるま市浜比嘉島地域交流拠点施設）指定管理者と連携し、施設の有効活用及び適正な維持管理に努めていきます。
集会施設（旧中分類：農林水産施設_自治公民館）	
施設名	○勝連農村環境改善センター○与那城農村環境改善センター○農村婦人の家
現状と課題	○うるま市農村婦人の家は築30年以上経過しており、旧耐震基準の建物であるため、早急に耐震化と老朽化対策が必要となります。 ○うるま市勝連農村環境改善センターは築30年以上経過しているため、老朽化対策が今後必要になります。 ○3施設は指定管理者（自治会）による管理が行われています。
基本方針	○地域のコミュニティ活動の拠点として活用されており、今後も維持していきます。 ○老人福祉施設や研修・学習室、子育て支援機能等、他機能との複合化を検討します。

集会施設（旧中分類：防災センター）	
施設名	○平安座地区コミュニティ防災センター○桃原地区コミュニティ防災センター
現状と課題	<p>○いずれの施設も新耐震基準の建物であるため、特に耐震診断及び耐震補強の必要はありません。</p> <p>○平安座地区コミュニティ防災センターは築30年以上経過しており、老朽化対策が今後必要となります。</p> <p>○防災センター2施設は指定管理者（自治会）による管理運営が行われています。</p> <p>○平成26年度（2014年度）に、自主防災組織の活動拠点となる平安座地区コミュニティ防災センターの長寿命化対策を実施するとともに、新たに電気、機械設備を整備しました。</p> <p>○建築基準法第12条に基づく、建築物の定期点検を実施し、老朽化対策を図る必要があります。</p> <p>○平安座地区コミュニティ防災センターは、1階部分が平安座自治会の施設であり、共有設備の管理について、協定を結ぶ必要があります。</p>
基本方針	<p>○地域の自治公民館として活用されており、コミュニティ活動の拠点として必要な施設であるため、今後も維持していきます。</p> <p>○老人福祉施設や研修・学習室、子育て支援機能等、他機能との複合化を検討します。</p> <p>○島しょ地域住民の安全性を考慮し、防災機能の配置最適化を検討します。</p>
集会施設（旧中分類：地域交流センター）	
施設名	○うるま市地域交流センター○島しょ地域交流施設
現状と課題	<p>○新耐震基準の建物であるため、特に耐震診断及び耐震補強の必要はありません。</p> <p>○地域交流センターは指定管理者による管理運営が行われています。</p> <p>○「宮城児童館」については、令和3年度（2021年度）から公設学童クラブの「宮城島コミュニティ防災センター」への移行に伴い解体予定であったが、地方創生の取り組みの一つである人口減少に歯止めを掛けることを目的に、地域内外の交流を促進し関係人口の拡大、移住定住に繋げる拠点として活用するため、令和3年度（2021年度）に老朽化の修繕を目的とした改修工事を実施し、令和4年度（2022年度）から「島しょ地域交流施設」として供用開始を予定している。</p>
基本方針	<p>○施設の周知度の向上、魅力的な施設のあり方の検討を行い、地域の交流の場として、使用してもらおう努めます。</p> <p>○また、建物の維持管理費用の見直しを毎年度行い、維持管理費用の縮減にも努めます。</p> <p>○より効率的な管理運営のため、今後も指定管理者制度の活用を継続します。</p>

文化施設（旧中分類：劇場・ホール）	
施設名	○市民芸術劇場○きむたかホール○石川会館
現状と課題	○築30年以上経過している施設はなく、いずれも新耐震基準の建物であるため、特に耐震診断及び耐震補強の必要はありません。 ○市民芸術劇場では、車いすの利用スペースが少なく、バリアフリーに対応したスロープの整備が求められています。 ○きむたかホールは旧勝連庁舎敷地内に立地し、石川会館は石川庁舎と併設しています。 ○3施設は直営により生涯学習文化振興センターが管理しています。
基本方針	○劇場・ホールは通常自治体単位でひとつの施設であることが多く、また、利用者アンケートによると約8割が遠くても行くと回答しており、各地に配置されている必要性は低いことから、施設の集約化（同種または類似の機能を集め合わせて、ひとつの施設として整備）を図ります。 ○施設の管理運営にあたっては、指定管理者制度の活用など民間活力の積極的な導入を検討します。

（2）社会教育系施設

図書館（旧中分類：図書館）	
施設名	○中央図書館○石川図書館○勝連図書館
現状と課題	○中央図書館、石川図書館、勝連図書館は新耐震基準の建物であるため、特に耐震診断及び耐震補強の必要はありません。 ○中央図書館は単独施設であり、石川図書館は歴史民俗資料館との複合施設、勝連図書館は地区公民館との複合施設となっています。 ○図書館3施設は直営により図書館が管理しています。
基本方針	○図書館は通常自治体単位でひとつの施設であることが多く、また、施設による利用者数に大きな差があることから、将来的には、施設の集約化（同種または類似の機能を集め合わせて、ひとつの施設として整備）を図ると同時に移動図書館の実施を検討します。 ○なお、集約化の際には、図書館は多くの市民に利用されている施設であることから、単に本や資料の貸し借りだけでなく、地域の情報交換・コミュニティ活動等を行う地域の情報拠点として、周辺の公共施設との複合化を検討します。 ○また、今後は、学校図書館からでも予約・貸出・返却が可能なネットワーク化を検討します。 ○施設の管理運営にあたっては、指定管理者制度や民間活力の導入に関する情報収集及び調査研究を積極的に行います。

博物館等（旧中分類：地区公民館）	
施設名	<ul style="list-style-type: none"> ○うるま市生涯学習・文化振興センター(愛称ゆらてく)○石川地区公民館 ○勝連地区公民館（シビックセンター）○与那城地区公民館
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ○生涯学習・文化振興センターが平成29年度（2017年度）に供用開始となります。 ○与那城地区公民館は築30年以上経過しており、旧耐震基準の建物であるため、早急に耐震化と老朽化対策が必要となります。 ○地区公民館3施設は直営により生涯学習文化振興センターが管理しています。
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ○自治公民館は、地区公民館と類似した施設であることから、自治公民館を地域コミュニティの拠点施設として強化し、複合施設として計画されている生涯学習・文化振興センターをうるま市唯一の生涯学習施設として維持します。 ○与那城地区公民館は、老朽化していることから、周辺公共施設との複合化を検討し、建物は解体します。
博物館等（旧中分類：資料館）	
施設名	<ul style="list-style-type: none"> ○石川歴史民俗資料館○与那城歴史民俗資料館○海の文化資料館
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ○3施設とも築30年は経過しておらず、いずれも新耐震基準の建物であるため、特に耐震診断及び耐震補強の必要はありません。 ○与那城歴史民俗資料館は他の2施設と比較すると、規模が小さく、資料の収蔵スペースが不足しています。 ○石川歴史民俗資料館は石川図書館との複合施設、与那城歴史民俗資料館は与那城庁舎と併設、海の文化資料館はあやはし館との複合施設となっています。 ○資料館3施設は直営により文化財課が管理しています。
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ○資料館は通常自治体単位でひとつの施設であることが多く、また、施設による利用者数に大きな差があることや、施設が分散しているため管理面での不十分さが見られます。管理運営の効率化により、施設（展示内容等）を充実させ、うるま市の歴史が分かる唯一の資料館とするため、施設の集約・複合化を検討します。 ○施設の管理運営にあたっては、指定管理者制度の活用など民間活力の積極的な導入を検討します。

(3) スポーツ・レクリエーション系施設

スポーツ施設（旧中分類：体育施設）	
施設名	○具志川総合体育館、具志川総合グラウンド等（全17施設）
現状と課題	○具志川総合体育館、具志川総合グラウンド、具志川野球場、石川野球場、勝連B&G海洋センター、勝連総合グラウンドは整備後30年以上経過しているため、これら施設の老朽化対策が今後必要となります。 ○旧四市町で体育施設を整備してきたため、同様の体育施設が複数設置されています。 ○全ての施設の管理は、教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則により、経済部観光振興課が担当している。平成31年4月からは指定管理者による施設の管理運営が行われている。
基本方針	○体育施設は各地区にあり、同種または類似施設が多数みられ、その利用者数や利用者一人当たりの年間管理運営経費には大きな差があります。これらの施設を有効に活用するためには、同じような施設とするのではなく、地区によって特徴が異なる施設や多機能に使える施設が望ましいことから、重複している施設の集約化や異なる機能との複合化を検討します。 ○また、老朽化している施設は、学校施設の体育館やグラウンドとの共有化や民間施設の活用を図ることで施設の処分を検討します。 ○施設の管理運営にあたっては、管理運営経費に対する利用料金収入の割合が低いことから、利用料金を見直すとともに、指定管理者制度の活用など民間活力の積極的な導入を検討します。 ○全ての施設の管理は、教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則により、経済部観光振興課が担当している。平成31年4月からは指定管理者による施設の管理運営が行われている。
レクリエーション施設（旧中分類：商工観光振興施設）	
施設名	○安慶名闘牛場○石川多目的ドーム ○世界遺産勝連城跡休憩所 ○うるま市勝連城跡文化観光拠点施設（あまわりパーク）
現状と課題	○安慶名闘牛場、石川多目的ドームは直営により観光振興課が管理しています。 ○勝連城跡休憩所は閉鎖中（プロジェクト推進2課管理） ○あまわりパーク施設の指定管理に向けて準備中（プロジェクト推進2課管理）
基本方針	○今後も商工業と観光、産業振興に向けて各施設の有効活用を図ります。ただし、老朽化した施設は機能移転などにより建物の処分や売却を検討します。 ○世界遺産勝連城跡休憩所は指定管理予定 ○現在市の直営で管理委託しているうるま市勝連城跡文化観光拠点施設（あまわりパーク：歴史文化施設、観光ターミナル棟）はPFI事業者による指定管理を予定 ○うるま市勝連城跡文化観光拠点施設（あまわりパーク：入り口広場、イベント広場）を引き続き整備します。

(4) 産業系施設

産業系施設 (旧中分類：農水施設)	
施設名	○石川荷捌施設・漁民研修施設○水産物鮮度保持施設○農民研修施設 (解体予定)
現状と課題	○漁業関連2施設は指定管理者による管理運営が行われています。
基本方針	○農業関係の研修施設は、2施設とも老朽化していることから、新設又は既存施設の類似機能を活用し、建物の処分を検討します。 ○漁業関係の施設は、漁業経営の安定に資する施設として必要であることから、今後も維持していきます。 ○長寿命化を図り、計画的・効率的な維持管理を進めていきます。
産業系施設 (旧中分類：商工観光振興施設)	
施設名	○あやはし館○いちゅい具志川じんぶん館○石川地域活性化センター舞天館 ○東照間商業等施設○石川商工業研修施設○IT事業支援センター ○農水産業振興戦略拠点施設 (うるマルシェ)
現状と課題	○石川商工業研修施設は築30年以上経過しているため、老朽化対策が今後必要となります。 ○あやはし館、東照間商業等施設、石川地域活性化センター舞天館は直営により商工労政課が管理しており、いちゅい具志川じんぶん館、石川商工業研修施設、IT事業支援センターは指定管理者による管理運営が行われています。
基本方針	○産業系施設は、商工業と観光の振興により地域活性化を図るための施設として、市内各地に設置され、多くの観光客に利用されています。今後も商工業と観光振興に向けて各施設の有効活用を図ります。ただし、老朽化した施設は機能移転などにより建物の処分を検討します。 ○長寿命化計画を策定し、計画的な維持管理を進めていくが今後の利用状況を鑑み、空きスペースの有効活用を時代のニーズに合わせて検討します。

(5) 学校教育系施設

学校（旧中分類：小学校）	
施設名	○小学校（18校）※統廃合2校はその他行政系施設へ
現状と課題	○築30年以上経過し、旧耐震基準の建物が15棟（校舎、更衣室等）あり、これら施設の早急な耐震化と老朽化対策が必要となります。 ○廃校となった4校（旧桃原小学校・旧宮城小学校・旧比嘉小学校・旧伊計小学校）は、それらの跡利用が求められています。 ○廃校となった4校のうち、伊計小中学校は、平成27年10月に学校法人角川ドワンゴ学園と土地・建物貸付契約を締結し、N高等学校となっている。 ○旧桃原小学校は解体後公園へ、旧宮城小学校は解体後宮城島介護保険地域密着型サービス施設等となっている。
基本方針	○統廃合により廃校となった学校跡地・跡施設については、島しょ地域の振興と併せて検討していきます。 ○学校施設は学校教育法に基づき整備しなければならない施設であり、かつ、災害時の避難所機能を備え、各地域に立地する市民に身近な施設であることから、今後は地域拠点施設として、学校敷地や余裕教室等を活用した老人福祉施設や子育て支援機能等の複合化、学校開放による体育館やグラウンド、図書館等の共有化について検討していきます。
学校（旧中分類：中学校）	
施設名	○中学校（10校）※統廃合2校はその他行政系施設へ
現状と課題	○築30年以上経過し、旧耐震基準の建物が2棟あり、これら施設の早急な耐震化と老朽化対策が必要となります。 ○廃校となった3校（旧宮城中学校・旧伊計中学校・旧浜中学校）は、それらの跡利用が求められています。 ○廃校となった3校のうち、伊計小中学校は、平成27年10月に学校法人角川ドワンゴ学園と土地・建物貸付契約を締結し、N高等学校となっている。
基本方針	○統廃合により廃校となった学校跡地・跡施設については、島しょ地域の振興と併せて検討していきます。 ○学校施設は学校教育法に基づき整備しなければならない施設であり、かつ、災害時の避難所機能を備え、各地域に立地する市民に身近な施設であることから、今後は地域拠点施設として、学校敷地や余裕教室等を活用した老人福祉施設や子育て支援機能等の複合化、学校開放による体育館やグラウンド、図書館等の共有化を検討していきます。 ○旧宮城中学校については、跡利用のため解体とする。 ○旧浜中学校については、勝連浜イベントセンターとして活用後、改築・用途変更し「浜比嘉島地域交流拠点施設」とする。

その他教育施設（旧中分類：調理場）	
施設名	<ul style="list-style-type: none"> ○第一調理場○第二調理場○石川学校給食センター○勝連学校給食センター ○与那城学校給食センター○与勝学校給食センター○津堅学校調理場○調理場跡
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ○与勝学校給食センター、与那城学校給食センター、勝連学校給食センター3 施設を統合し、「学校給食衛生管理基準」に沿ったドライシステム施設を建設中です（その後、与那城学校給食センター、与勝学校給食センターは除却予定。勝連学校給食センターは処分方法を検討します）。また、老朽化施設の石川学校給食センター、第二調理場改築に向けた整備基本計画の策定を進めています。 ○災害時の対応についても、学校給食センター施設の位置づけを関係機関と調整することが必要となります。 ○調理場跡施設は、倉庫としての利用のみを行っていることから、関係機関と調整のうえ早急な対処が必要となります。 ○調理場7施設は直営により学校給食センターが管理しており、一部調理業務の民営化を実施しています。
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ○合併前に設置した施設であるため、受配校の数、児童生徒数、配送距離等による施設の再編が必要であり、平成26年度（2014年度）に策定した「うるま市学校給食センター基本計画」にて、再配置も含め、必要施設数、適正規模（給食人員、学校数）等を検討していきます。それに伴い建設中の与勝調理場へ高江洲小学校を再編する予定となっています。 ○今後も引き続き、津堅学校調理場を除く給食センターは調理場等業務委託を進め、施設の老朽化による再配置及び跡地・跡施設の利用等についても検討していきます。 ○与那城学校給食センター、与勝学校給食センターは除却予定。勝連学校給食センターは処分方法を検討します。 ○文化財保管及び調理機器保管倉庫として利用している調理場跡施設は、関係機関と調整し処分を検討します。

(6) 子育て支援施設

幼保・こども園（旧中分類：保育所）	
施設名	<ul style="list-style-type: none"> ○きむたか保育所○与那城保育所○みほそ小規模事業所○みほそ第二小規模保育事業所 ○あげなこども園分園
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ○築30年以上経過している施設はなくいずれも新耐震基準の建物であるため、特に耐震診断及び耐震補強の必要はありません。 ○本市には、公立保育所等5施設のほか、認可保育所等が64施設あります。保育所の利用者は保護者の就労状況や生活スタイルにより利便性の高い施設を利用する傾向にあるため、地区ごとに判断する必要があります。地区ごとの0～5歳児の人口割合に応じた保育所の合計定員数と現状を比較した場合、現在進めている整備状況から石川地区及び与那城地区、勝連地区では不足していることがうかがえます。
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ○公立保育所には定員割れになっている施設があるものの、地域によっては保育所の不足が見られ、市内に保育機能が十分足りているとは言えない状況であることから、保育機能を低下させずに保有総量を縮減するためには、幼稚園との連携、または民間保育所等を活用しつつ公立保育所の一部民営化（民間へ譲渡）を図ります。 ○幼稚園との連携については、「うるま市立幼稚園・保育所の認定こども園移行等基本計画」を踏まえ検討します。 ○築年数が古く老朽化が進んでいる施設に関しては、各地域の同機能の施設の配置状況を考慮し、処分（解体または民間へ譲渡）を検討します。
幼保・こども園（旧中分類：幼稚園）	
施設名	<ul style="list-style-type: none"> ○幼稚園（12園）※令和3年度（2021年度）当初時点 ○あげなこども園○天願こども園○平敷屋こども園○彩橋こども園
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ○幼稚園には、築30年以上経過し旧耐震基準の建物が1棟（園舎等）あり、これら施設の早急な耐震化と老朽化対策が必要となります。
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ○統廃合により廃校となった園舎等については、建物の老朽化を踏まえ、処分を検討します。 ○施設によっては園児数の減少がみられますが、幼児教育のため必要な施設であることから、機能を低下させずに保有総量を縮減するためには、「うるま市立幼稚園・保育所の認定こども園移行等基本計画」に基づき認定こども園として同敷地内に設置又は隣接・近隣の小学校等への機能移転（小学校等公共施設との複合化）や保育所との連携、または民営化（民間へ譲渡）を検討します。 ○兼原幼稚園と城前幼稚園については除却（予定）します。

幼児・児童施設（旧中分類：児童館・学童クラブ）	
施設名	<p>○みどり町児童センター○屋慶名児童館○なかきす児童センター○いしかわ児童館</p> <p>○きむたかこどもセンター○田場学童クラブ○南原学童クラブ○宮森学童クラブ</p> <p>○赤道学童クラブ○シビックセンター学童クラブ【勝連地区公民館（シビックセンター）の会議室を利用し運営】</p>
現状と課題	<p>○すべての施設は指定管理者による管理運営が行われています。</p>
基本方針	<p>○児童館は子どもの健全な成長とその支援のためには必要であることから、現在の機能を低下させずに、地域拠点となる公民館等への機能転換（公民館等の公共施設への複合化）を図ります。</p> <p>○児童館未設置となる中学校区については、公民館等の公共施設への児童館機能（ソフト事業を主とした）の整備（公民館等の公共施設への複合化）を図ります。</p> <p>○既存施設の空きスペースの有効活用や、建替え、新設等、各施設整備事業と合わせ、関係部署と連携を図り児童館的な機能を検討します。</p>

(7) 保健・福祉施設

高齢福祉施設（旧中分類：福祉施設）	
施設名	○うるま市与那城社会福祉センター
現状と課題	○与那城社会福祉センターは、1階は事務室、2階訓練室はデイサービスで使用しているため、3階ホール以外に使用する場所がなく、また、建築当初から駐車スペースが少なく、県道工事により駐車場の一部が使用できない状況となっているため、各種団体での使用が困難な状況にあります。さらに、建築当初から使用しているエレベーターの保守部品の製造中止等により、今後エレベーターのリニューアルを検討する必要があります。
基本方針	○与那城社会福祉センターは駐車スペースが少ないことから、利用に際して不便をきたしている。3階ホールの活用を考えた場合、更新時に駐車スペースの確保について検討する必要があります。また、現在の施設機能は極力維持しながら、単独施設にこだわることなく、時代に沿った複合化や社会福祉協議会等へ譲渡も検討します。
高齢福祉施設（旧中分類：老人福祉施設）	
施設名	○津堅島介護保険地域密着型サービス施設○老人福祉センター（B型） ○伊計島老人憩いの家○宮城島介護保険地域密着型サービス施設
現状と課題	○老人福祉センター（B型）は築30年以上経過しており、旧耐震基準の建物である。 ○伊計島老人憩いの家、津堅島介護保険地域密着型サービス施設及び宮城島介護保険地域密着型サービス施設は、指定管理者による管理運営が行われております。
基本方針	○老人福祉センター（B型）は築30年以上経過し旧耐震基準の建物であり、老朽化していることから解体する。 ○老人福祉施設は高齢者の活動の拠点として必要であり、より利用しやすい環境や子どもとの交流もできる環境が求められているため、伊計島老人憩いの家については、現在の機能を低下させずに保有総量を縮減するためには、地域拠点である公民館との複合化を検討します。 ○さらに、津堅島介護保険地域密着型サービス施設、宮城島介護保険地域密着型サービス施設について、介護保険事業計画に基づき、施設が整備されており、介護保険特定施設として地域に根差した施設運営管理を図ります。

保健施設（旧中分類：福祉施設）	
施設名	○健康福祉センター「うるみん」
現状と課題	○健康福祉センター「うるみん」は平成29年度（2017年度）より指定管理者制度導入しています。
基本方針	○うるま市健康福祉センター「うるみん」は、新しい施設であり、社会福祉協議会の本所機能や地域福祉活動の拠点として多くの市民に利用されている施設であることから、引き続き、市有施設として維持します。 ○健康増進としての機能が不足している為、指定管理者制度の導入により民間事業者の経営ノウハウを活用するなど施設効用を最大限発揮し、健康福祉センターとしての機能の充実を図ります。
保健施設（旧中分類：保健相談センター）	
施設名	○石川保健相談センター
現状と課題	○新耐震基準の建物であり、特に耐震診断及び耐震補強の必要はありません。 ○建物の老朽化に伴い、修繕が必要な箇所が増えています。 ○直営により健康支援課が管理しています。
基本方針	○市民の健康維持と増進のための拠点施設として設置しましたが、現在、うるま市の保健事業の拠点がうるま市健康福祉センター「うるみん」であることや、利用実態を考慮し、機能転換による地域福祉活動の拠点としての有効活用を検討します。 ○また、施設は石川庁舎敷地内にあることから、庁舎跡利用を検討する中では、石川庁舎と一体となった利用についても検討します。

(8) 行政系施設

庁舎等 (旧中分類：庁舎)	
施設名	○本庁舎（西棟）○本庁舎（東棟）○石川庁舎
現状と課題	○石川庁舎は、統合庁舎建設による分庁方式の見直しに伴い、跡利用の検討が求められています。
基本方針	○石川庁舎は、民間発意による跡利用や行政として必要な機能を検討しながら、市及び地域にとって有益な跡利用を図ります。 ○本庁舎（西棟・東棟）は、引き続き維持していく施設とします。 ○本庁舎（西棟・東棟）の省エネルギー化の促進及び施設環境の適正維持等の為、LED照明器具や脱炭素に向けた必要な機器等を導入する。
消防施設 (旧中分類：防災施設)	
施設名	○消防本部・具志川消防署○石川消防署○与勝消防署○平安座出張所
現状と課題	○消防施設は直営により消防総務課が管理しています。
基本方針	○消防施設は、市民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災または地震の災害による被害を軽減するほか、災害時による傷病者の搬送を適切に行うため必要な施設であり、今後も市有施設として維持していくとともに複合化も検討していきます。 ○企業立地等により人口が増加する地域については、複合化も視野に出張所の新設を検討します。
その他行政系施設 (旧中分類：その他_作業所、資料室、倉庫)	
施設名	○勝連文化財資料室 ○旧勝連幼稚園（文化財課保管庫・倉庫）
現状と課題	○勝連文化財資料室は、2018年に旧勝連幼稚園(文化財課倉庫)敷地内に移設(新設)し、文化財課が管理しています。 ○旧勝連幼稚園で、1976年建築の旧耐震基準の建物となっています。現在は、文化財課保管庫及び倉庫として活用しており、文化財課が管理しています。
基本方針	○計画的な施設管理を行うため、日常的な維持管理を進めていきます。 ○旧勝連幼稚園跡施設は、現在、文化財保管庫及び倉庫として活用されており、資料館の集約等に合わせて敷地内への文化財資料室の配置等を検討します。また、旧耐震基準の建物であることから、建物の老朽化状況を鑑み、長寿命化等を検討します。

その他行政系施設（旧中分類：防災備蓄倉庫）	
施設名	○防災備蓄倉庫（26 施設）
現状と課題	○広域大規模災害に備え、食料や飲料水、毛布などの生活必需品の備蓄が必要となります。地域防災計画で掲げる備蓄目標数 57,000 食を令和 4 年度（2022 年度）に目標達成予定で、今後は、賞味期限の到来する備蓄品の有効活用や、感染症対策用のパーテーションや簡易ベッド等の資機材の整備が必要です。
基本方針	○防災備蓄倉庫は、避難者に迅速に食料や生活必需品を供給できるよう、指定避難所等に整備する必要があることから、既存施設への配置を含め検討します。 また、今後は自主防災組織と連携し、避難者に迅速に食料や生活必需品を供給でき体制づくりを検討します。
その他行政系施設（旧中分類：その他施設）	
施設名	○旧保健相談センター跡（現業作業所）
現状と課題	○現作業所は新耐震基準の建物であるため、特に耐震診断及び耐震補強の必要はありません。 ○現業作業所は、維持管理課が管理しています。
基本方針	○旧保健相談センター跡（現業作業所）は、現業作業員の倉庫や打ち合わせスペースとして活用しており、今後も維持していきます。
その他行政系施設（旧中分類：小学校）	
施設名	○旧比嘉小学校○旧伊計小学校
現状と課題	○廃校となった学校は、それらの跡利用が求められています。 ○旧伊計小中学校は、平成 27 年 10 月に学校法人角川ドワンゴ学園と土地・建物貸付契約を締結し、N 高等学校となっている。
基本方針	○統廃合により廃校となった学校跡地・跡施設については、島しょ地域の振興と併せて検討していきます。
その他行政系施設（旧中分類：中学校）	
施設名	○旧宮城中学校○旧伊計中学校
現状と課題	○廃校となった学校は、それらの跡利用が求められています。 ○旧伊計小中学校は、平成 27 年 10 月に学校法人角川ドワンゴ学園と土地・建物貸付契約を締結し、N 高等学校となっている。
基本方針	○統廃合により廃校となった学校跡地・跡施設については、島しょ地域の振興と併せて検討していきます。 ○旧宮城中学校については、跡利用のため解体とする。

その他行政系施設（旧中分類：体育施設）	
施設名	○具志川運動総合公園管理事務所
現状と課題	○具志川運動総合公園管理事務所は直営により生涯学習スポーツ振興課が管理しています。
基本方針	○計画的な施設管理を行うため、日常的な維持管理を進めていきます。
その他行政系施設（旧中分類：防災施設）	
施設名	○消防ポンプ小屋 津堅 ○津堅島消防車庫
現状と課題	○施設は直営により消防総務課が管理しています。
基本方針	○施設は、市民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災または地震の災害による被害を軽減するほか、災害時による傷病者の搬送を適切に行うため必要な施設であり、今後も市有施設として維持していくとともに複合化も検討していきます。 ○企業立地等により人口が増加する地域については、複合化も視野に出張所の新設を検討します。

(9) 公営住宅

公営住宅（旧中分類：公営住宅・改良住宅・改良店舗）	
施設名	○公営住宅（12 施設）○改良住宅（2 施設）○改良店舗（2 施設）
現状と課題	○築 30 年以上または築 30 年近い施設である、長田団地（6 棟）、豊原団地（1 棟）、塩屋団地（3 棟）、赤崎団地（2 棟）、東山団地（12 棟）では既に一部小規模な改修工事及び建替えが実施されています。 ○新開地団地は築 30 年以上経過しているため、老朽化対策が今後必要となります。 ○すべての施設は指定管理者による管理運営が行われています。
基本方針	○公営住宅・改良住宅・改良店舗は、本市における公共施設等のうち約 12%の延床面積を占めており、今後の市の財政状況を踏まえると、民間賃貸住宅を借り上げる方式や家賃補助方式などへの転換について検討していく必要があります。 ○入居率が 100%であることを踏まえて、施設の評価によらず、当面は改修等により施設を維持していくものとしませんが、今後、耐用年限を経過した施設は、建替え又は処分を検討します。 ○令和元年度（2019 年度）改定の「うるま市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、適宜長寿命化を図ります。

(10) 供給処理施設

供給処理施設（旧中分類：浸出水処理施設・小動物焼却炉）	
施設名	○浸出水処理施設○勝連町へい獣処理施設○津堅島小型焼却炉
現状と課題	○浸出水処理施設（休止中）は、旧具志川最終処分跡地から発生する浸出水を処理する施設で、現在、環境調査をもとに同最終処分場の廃止確認の手続き中です。廃止が承認された場合、浸出水処理施設の役割は終了するため、廃止決定後に施設の処分について検討する必要があります。 ○勝連町へい獣処理施設（閉鎖中）は、令和3年度（2021年度）に解体設計・解体工事を実施します。
基本方針	○浸出水処理施設は、旧具志川最終処分場の廃止決定後、解体を含めた施設の処分について検討します。 ○勝連町へい獣処理施設は、令和3年度（2021年度）に処分（解体）します。

(11) その他

その他（旧中分類：老人福祉施設）	
施設名	○石川赤崎ゲートボール場
現状と課題	○石川赤崎ゲートボール場は直営により介護長寿課が管理しています。
基本方針	○石川赤崎ゲートボール場については、石川地区老人クラブの憩いの場として活用されており、引き続き維持していきます。
その他（旧中分類：商工観光振興施設）	
施設名	○屋慶名展望台
現状と課題	○屋慶名展望台は、築30年以上経過し、構築物に複数箇所ひび割れが確認されていることから早急な老朽化対策が必要となります。
基本方針	○屋慶名展望台については、老朽化がひどく、部分修繕が困難であることから危険性除去のため早期処分とし、処分した後に有効活用を検討します。

その他（旧中分類：その他_旅客待合所）	
施設名	○平敷屋地区旅客待合所○金武湾港屋慶名地区旅客待合所
現状と課題	○いずれの施設も新耐震基準の建物であるため、特に耐震診断及び耐震補強の必要はありません。 ○平敷屋地区旅客待合所は、車椅子用のトイレが設置されていますが、その間口は狭く、また、待合室と通路との間に10cm以上の段差があるなどバリアフリー化が不十分となっています。 ○平敷屋地区旅客待合所は直営により市民協働課が管理していますが、施設の一部を特定の事業者で使用許可を与えている状況であり、管理運営方法について検討する必要があります。 ○金武湾港屋慶名地区旅客待合所は維持管理課が管理していますが、現在閉鎖中であり、運営方法等について検討する必要があります。
基本方針	○平敷屋地区旅客待合所は離島航路利用者の安全と利便の確保のために必要なことから基本的に維持していくものとしますが、運営の見直しにより管理運営面での改善を図ります。 ○金武湾港屋慶名地区旅客待合所は、転換により、東海岸開発基本計画に基づく屋慶名地区のための有効活用を検討します。ただし、建物の老朽化状況を踏まえ、安全面の確保が困難な場合は、廃止を検討します。
その他（旧中分類：その他_観光トイレ）	
施設名	○観光トイレ（8施設）
現状と課題	○観光トイレは築30年近く経過している施設が多く、老朽化対策が今後必要となります。 ○すべての施設は観光振興課が管理しています。
基本方針	○観光トイレは来訪者のために必要なことから、既存施設は基本的に維持していくものとしませんが、運営の見直しにより管理運営面での改善を図ります。但し、老朽化施設については周辺施設を考慮し廃止を検討します。
その他（旧中分類：その他施設）	
施設名	○具志川無縁仏納骨堂○うるま市霊園納骨堂○浜比嘉ふるさと海岸トイレ○比嘉漁港トイレ
現状と課題	○具志川無縁仏納骨堂は築10年以上、うるま市霊園納骨堂は築30年以上経過しています。老朽化や対策や適切な維持管理が今後必要となります。 ○浜比嘉ふるさと海岸トイレは築10年以上、比嘉漁港トイレは築30年近く経過しています。長期的な視点からの老朽化対策が今後必要となります。 ○浜比嘉ふるさと海岸トイレ及び比嘉漁港トイレは特定の利用者が主に移用している為、管理運営方法について検討する必要があります。 ○現在、公営の火葬場がなく、公益財団法人が経営する市内の2つの火葬場も築40年以上が経過し老朽化しています。
基本方針	○具志川無縁仏納骨堂及びうるま市霊園納骨堂は、引き取り手のない無縁仏、公共事業における無縁仏などの納骨に必要であり、今後も維持していくものとします。 ○浜比嘉ふるさと海岸トイレ及び比嘉漁港トイレは、地元自治会に清掃等を委託することで、快適な状態を保つよう今後も維持管理に努めます。 ○公衆衛生その他公共の福祉の見地から、火葬場の管理・運営が支障なく行われるよう、公営の火葬場について検討します。

その他（旧中分類：中学校）	
施設名	○教員宿舎（津堅中学校）
現状と課題	○教員宿舎（津堅中学校）は直営により学校施設課が管理しています。
基本方針	○津堅中学校の教員宿舎については、老朽化による危険性・利用状況等を考慮し、処分を検討します。

5-2. インフラ資産

インフラ資産については、所管省庁ごとの指針等に基づいた個別計画を作成し、計画的に管理していきます。

(1) 道路

道路	
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ○一部で交通の便が悪く、交通量も増加していることから、交通量の推移や混雑状況に応じた、円滑な交通処理ができ、利便性の高い幹線道路網の構築が必要です。 ○また、本市は海岸線が長く、津波の危険性が高いため、津波避難に対応できる道路の整備が必要です。
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ○「うるま市道路整備プログラム」に基づき、道路の機能や必要性などを十分に検討し、客観的な観点から整備を進めていきます。 ○まちづくりとの整合性に伴う影響等をふまえ、都市計画の廃止を検討する路線を選定するなど、都市計画道路の見直しを図っていきます。 ○道路機能について、「通行機能」「都市形成機能」「空間機能」の観点で評価を行っていきます。 ○投資効果について、道路整備にかかる費用に対して経済的効果がどのくらいあるか、国のマニュアルに基づき評価を行っていきます。 ○予防保全等の効率的な補修方法について継続的に検討し、将来的には舗装維持管理費用の縮減を目指していきます。

(2) 橋梁

橋梁	
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ○本市管理橋梁の約85%が1980年以降に建設されたものであり、比較的新しく30年後には半分以上の管理橋梁の供用年数が50年を超える。全体的には比較的新しいが、その反面補修・補強・架け替えの実績が乏しいため、対策工法の設定、劣化モデルの構築が重要です。
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ○平成23年度（2011年度）策定の「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、維持管理体制の構築、計画的な補修・架替等を実施し、橋梁・函渠を長寿命化させることで、道路ネットワークの安全性・信頼性の確保と維持管理費用の縮減、平準化を図っていきます。 ○事後保全型管理から予防保全型の管理へ移行し、橋梁の健全度を回復していきます。 ○利用頻度が低く老朽化が進行している橋梁は、廃橋・撤去します。

(3) 公園

公園	
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ○公園・緑地の配置・整備の状況は地域によってばらつきがあり、地域の実情を踏まえた市全体の方針を定め、防災機能の向上や自然環境及び歴史文化資源との調和を図ることが求められます。 ○また、市内には、都市公園以外の広場や農村公園等あり、これらと都市公園・緑地との連携を含めたネットワーク化を図る必要があります。
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ○「うるま市公園施設長寿命化計画」に基づき、ライフサイクルコストの縮減に努めます。 ○毎年の点検、遊具メンテナンスなどの定期点検を実施し、安全に遊具を利用できるよう管理し、予防保全型の維持管理に努めます。 ○「うるま市みどりの基本計画」で定められた住民一人当たりの目標には達しておらず、また、都市計画法及び都市公園法に基づき決定された施設であり、今度も市有施設として維持していきます。 ○「うるま市公園整備プログラム」に基づき、各公園の整備方針を決定していきます。ただし、公園等を新設する場合は、市の財政状況を踏まえ、かつ、ライフサイクルコストを考慮した費用対効果の検証を行う等、本計画に基づき検討します。また、公園の集約化の検討及び推進を図ります。 ○街区公園の管理計画にあたっては、里親制度を推進します。

(4) 河川

河川	
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ○本市の管理下で9箇所あります。
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ○草刈等の維持管理や転落・進入防止策の設置など安全対策に取り組みます。

(5) 漁港

漁港	
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ○市の管理下にある漁港は7箇所あり、1980年代から1990年代に多く整備されています。
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ○「機能保全計画」に基づき、令和3年度（2021年度）より計画的に補修・改修を行っております。 ○防波堤などの危険箇所には、看板設置等を行い、安全対策を講じていきます。

(6) 漁礁

漁礁	
現状と課題	○令和2年度(2020年度)「4基」の浮漁礁を更新した。
基本方針	○年2回の定期点検を行い、GPS等による位置確認やソナー撮影による点検を実施していきます。 ○浮漁礁の利用時は、うるま市中層型浮魚礁漁業等調整連絡協議会の交付する承認ステッカーの提示を義務付け、適切且つ安全な利用に努めていきます。

(7) 農業等排水施設

農業等排水施設	
現状と課題	○ファームポンド、ため池、沈砂池及び農業用排水路などがあります。また、津堅島に汚水処理施設を有しています。これらの施設の機能劣化度合を把握し、永く利用できるよう対策が必要です。
基本方針	○農業用排水施設は、田畑への水供給や農業集落内の生活排水を下流の河川等に流す役割を果たす施設であることから、今後も維持するものとし、適切な維持管理に努め必要に応じ、修繕を行っていきます。 ○津堅島の汚水処理施設は、市民生活に必要不可欠な施設であることから、今後も維持するものとし、「長寿命化計画」に基づき、適切な維持管理に努め必要に応じ、修繕を行っていきます。

(8) 消防・防災・その他 設備等

消防・防災・その他 設備等	
現状と課題	○防火水槽が61箇所、消火栓が総設置数1358箇所あり、今後は各設備の機能面についての現況把握が必要になります。 ○一部の防火水槽は、水利基準の耐震化等に適合していないなどの問題を抱えています。
基本方針	○防火水槽は、消火栓へのシフトを図りながら、耐震化された二次製品への更新や地元住民との合意形成のもと廃止も含めて検討していきます。 ○消火栓は、消防活動上、最も重要な施設であることから、今後も維持を図っていきます。また必要エリアへの増設も適宜行っていくことから、水道部との連携を図り、コスト低減に努めていきます。

(9) 上水道施設

上水道施設	
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ○既往の事業計画は主に老朽管路の更新に関する実施計画であるため、事業の効率化を図るためにも、施設集約化、基幹施設の耐震診断、重要給水施設への供給ルートの耐震化など、アセットマネジメントの考え方を踏まえた更新計画・耐震化計画を策定し、新たな事業計画をもとに事業を運営していくことが必要です。
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ○市民生活に必要不可欠な施設であることから、平成30年度(2018年度)策定済みの「うるま市新水道ビジョン」に基づき、安心、安全な水道水を安定的に供給し、将来にわたり持続できる強靱な水道事業を目指し、快適な市民生活を支えます。 ○「うるま市水道施設更新計画(耐震化)」を策定し、計画的な施設更新を行っていきます。 ○配水ブロック中央監視装置の活用によるブロック別配水量の把握、漏水の早期発見、水圧・水量の適正管理、配水の効率的・安全的な運用及び必要な施設の整備・改良・更新に努めます。 ○老朽管の更新や漏水防止対策など維持管理事業を進め有収率向上に努めます。 ○健全で安定した水道事業運営を維持していくため、経費削減や業務の効率化に努めます。

(10) 下水道施設

下水道施設	
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ○管渠やポンプ場、処理場などがあり、1990年代から2000年代に集中して整備されています。今後は施設の機能劣化度合を把握し、永く利用できるよう対策が必要です。
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ○市民生活に必要不可欠な施設であることから、平成27年度(2015年度)策定の「うるま市汚水処理構想」、老朽化対策として令和4年度(2022年度)策定予定の「下水道ストックマネジメント計画」に基づき下水道施設の適正かつ計画的な修繕・改築を進めていきます。 ○下水道施設の有すべき機能を維持するため、耐震診断を行い、現況施設の状況に応じた耐震対策を実施していきます。 ○計画的な点検、清掃、補修による施設の長寿命化を図り、資産を有効に活用しながら、予防保全型の維持管理に努めていきます。 ○既存施設の中でも、ポンプ施設は重要であることから、腐食・損耗・運転状況を勘案し、優先順位をつけながら計画的に維持修繕に努めていきます。 ○終末処理場等の電力、燃料の削減に向けて、運転管理の効率化に努めていきます。

第6章 計画の推進

6-1. 全庁的な取組体制の構築方針

(1) 庁内推進体制

公共施設の総合的な管理を推進していくにあたり、全庁横断的な連携・調整機能を発揮できる庁内推進体制を構築します。

公共施設等マネジメントにおける重要事項については、全庁的な調整・合意を行う場として、「うるま市公共施設等マネジメント庁内検討委員会」を活用し、検討を進めていきます。また、「うるま市公共施設等マネジメント庁内検討委員会」の下部組織として「インフラWG」、「ハコモノ（公共建築物）WG」を設置し、具体的な事案を効率的に推進していきます。

また、平成29年度（2017年度）構築予定の公会計と連動した公共施設マネジメントを実施していくため、毎年度の決算等と連携可能な管理手法を構築します。

(2) 市職員の啓発・意識付け

公共施設の総合的な管理を推進していくためには、公共施設に係るコスト、将来を含めたうるま市の財政状況、公共施設の適正管理のあり方などを各職員が十分理解し、意識を持つ必要があります。

そのため、研修や勉強会等を定期的実施し、公共施設の総合的な管理に対する市職員の理解の促進、意識の醸成を図ります。

6-2. フォローアップの方針

(1) 個別施設ごとの推進計画・アクションプラン等の策定

本計画に示す公共施設の総合的な管理に対する基本的な考え方や取組の方向性に基づき、今後は個別施設ごとに、長寿命化計画や施設再配置計画等といった、具体的な取組を実践していくための推進計画・アクションプランの策定を進めていきます。なお、個別施設ごとの推進計画・アクションプラン等の策定にあたっては、「うるま市公共施設等マネジメント庁内検討委員会」を中心に全庁横断的な連携・調整機能を発揮しながら、的確な計画策定に留意します。

(2) 計画の進行管理

本計画の進捗管理については、「うるま市公共施設等マネジメント庁内検討委員会」を中心として、計画の進捗状況や達成度等について検討・協議し、的確に管理を行います。

本計画は、本市のまちづくりの動向や社会経済情勢等に大きな変化が生じた場合、必要に応じて適宜見直しを行うこととします。

(3) 推進スケジュール

年度		第2次うるま市 総合計画	うるま市公共施設等 総合管理計画	公共施設等 マネジメント計画	個別施設計画 (長寿命化計画等)
H28	2016	策定	策定	H26年3月策定 計画の推進	未策定施設（インフラ・公共建築物）の 計画（長寿命化計画 等）策定
H29	2017	計画の推進 進行管理	計画の推進 進行管理		
H30	2018				
R 1	2019				
R 2	2020				
R 3	2021	計画の推進 進行管理	計画の推進 進行管理	H26年3月策定 計画の推進	点検・診断結果や維持・更新状況を踏まえ、 計画を更新
R 4	2022				
R 5	2023				
R 6	2024				
R 7	2025	計画の推進 進行管理	計画の推進 進行管理	H26年3月策定 計画の推進	点検・診断結果や維持・更新状況を踏まえ、 計画を更新
R 8	2026				

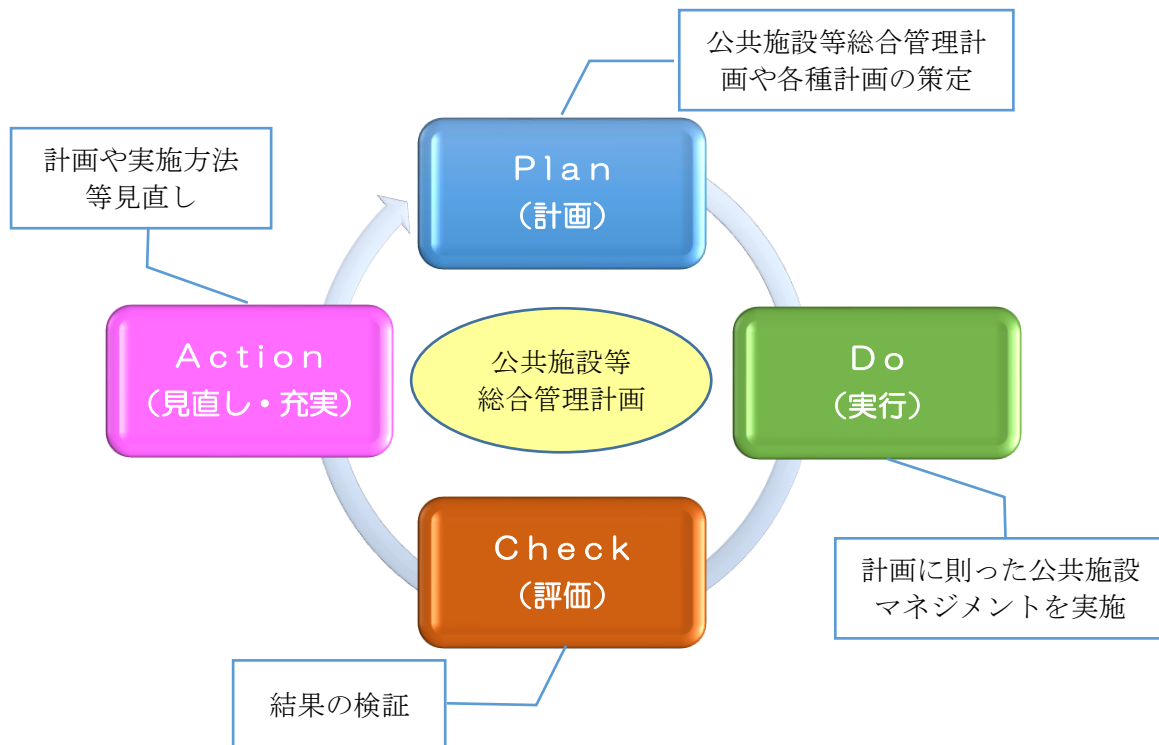
※WG（平成29年度（2017年度）設置）及び公共施設等マネジメント庁内検討委員会において、「うるま市公共施設等総合管理計画」の推進、進行管理を行う。

※個別施設計画は、施設所管部署が令和2年度（2020年度）までに策定する。

(4) PDCAサイクルの推進方針

本計画は計画期間を平成29年度(2017年度)から10年間と定めていますが、社会情勢や財政状況、制度変更等に合わせて適宜見直しを行います。

計画の見直し・充実については原則として5年ごとにPDCAサイクルを活用しながら行います。



6-3. 情報管理及び共有方策

(1) 公共施設等に関する情報の一元管理

計画的、効率的に公共施設等の整備や維持管理などを進めていくためには、情報の一元管理と共有化が不可欠です。そこで、本計画の策定に際してブラッシュアップした固定資産台帳データをベースとした公会計システムを含め、継続的に運用していき情報の一元管理と共有化を図っていきます。

今後は、本計画に基づき、毎年度データベースの更新を行い、市全体の情報をとりまとめて、公共施設等の情報を一元管理していきます。

(2) 市民等との情報共有・相互理解の醸成

公共施設の総合的な管理にあたっては、市民との相互理解を深め、各段階で関係する各主体との合意形成を醸成することが不可欠になります。

そのため、本計画に基づき、本市の公共施設の総合的な管理に対する考え方や目指す姿、施設の有効利用や効率的な管理運営に向けた取組の方向性などを広く情報発信し、周知・啓発を図っていきます。特に、市民生活と密接なかわりを持つ公共施設等については、市民の意見・提案を把握し検討に反映するなど、公共施設の管理に対して市民の主体的な参画を促し、協働による取組を推進していきます。

—うるま市公共施設等総合管理計画—

平成29年3月 策定
令和4年3月 改訂
令和5年3月 改訂

発行：うるま市企画部プロジェクト推進1課
〒904-2292 沖縄県うるま市みどり町一丁目1番1号
TEL 098-973-5373（直通）
FAX 098-979-7340